

# 資 料 編

# 目 次

## 1 条例及び規則等

(1) 朝日町防災会議条例	1
(2) 朝日町災害対策本部条例	3
(3) 朝日町防災会議運営規定	4
(4) 朝日町防災会議委員名簿	5
(5) 朝日町防災行政無線局管理運用規程	6
(6) 山形県災害報告取扱要領	11
(7) 被害判定基準	30
(8) 災害救助法関係	34

## 2 防災関係機関

(1) 防災関係機関一覧	37
(2) 報道機関一覧	38

## 3 協定及び覚書等

(1) 山形県広域消防相互応援協定書	39
(2) 山形県広域消防相互応援協定運用について	41
(3) 山形県消防広域応援隊に関する覚書	45
(4) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	48
(5) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について	50
(6) 山形県消防防災ヘリコプター応援協定	52
(7) 水道施設の災害復旧に伴う応援協定書	55
(8) 水道管路の漏水事故に伴う相互応援協定書	57
(9) 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	59
(10) 災害時の協力に関する協定書	61
(11) 災害時の応急対策に関する協力協定	63
(12) 災害時の情報交換に関する協定	65
(13) 災害時の応援協力に関する協定書	67
(14) 災害時等における物資調達に関する協定書	68
(15) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	70
(16) 七ヶ浜町、朝日町の災害時相互応援協定書	72
(17) 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	74
(18) 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	76
(19) 災害時における生活物資の供給に関する協定書	78
(20) 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	79
(21) 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	81

(22) 災害時における物資供給に関する協定書	83
(23) 災害時における応急対策用燃料（L P ガス）等の供給に関する協定書	85
(24) 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	87
(25) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	89
(26) 朝日町と朝日町内郵便局及び寒河江郵便局との包括連携協定	91
(27) 災害時相互応援に関する協定	93
(28) 朝日町、西村山広域行政事務組合消防本部及び寒河江警察署における災害相互協力協定書	95
(29) 災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定	97
(30) 災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定実施細目	100
(31) 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	101
(32) 朝日町とヤマト運輸株式会社との連携と協力に関する協定書	103

#### 4 災害年表

朝日町災害年表	104
---------	-----

#### 5 災害危険箇所

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
①土石流	114
②地すべり	116
③急傾斜地の崩壊	118
(2) 朝日町災害危険地区	
①山腹崩壊危険地区	122
②崩壊土砂流出危険地区	123
③地すべり危険地区	124
(3) 雪崩危険箇所	125

#### 6 その他の関連事項

(1) 医療機関の状況	127
(2) 応急給水補給水利施設	128
(3) 応急給水資機材	128
(4) 町指定給水装置工事事業者	129
(5) ごみ、し尿処理施設及び運搬車両	131
(6) ため池一覧	132
(7) 救助用・水防資機材一覧	135
(8) 町有車両一覧	136
(9) 災害対策用臨時ヘリポート設定基準	138
(10) 災害対策用臨時ヘリポート	139
(11) 国県道橋梁一覧	140
(12) 町道橋梁一覧	143

(13) 自衛隊派遣要請書	146
(14) 自衛隊派遣部隊撤収要請書	147
(15) 指定文化財一覧	148

# 朝日町防災会議条例

昭和38年3月12日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、朝日町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 朝日町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づき政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故ある時はあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員の内から町長が任命する者
  - (2) 山形県の知事の部内の職員の内から町長が任命する者
  - (3) 山形県警察の警察官の内から町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員の内から指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の内から町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の内から町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は1号2人以内、2号3人以内、3号2人以内、4号15人以内、7号5人以内、8号5人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員はその前の委員の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調整させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の内町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 3 月 24 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 25 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 27 日条例第 26 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 13 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 朝日町災害対策本部条例

昭和38年3月12日条例第9号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、朝日町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認める時は災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

## (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成24年9月13日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 朝日町防災会議運営規定

### (目的)

第1条 この規定は、朝日町防災会議条例（昭和38年3月12日）第5条の規定に基づき朝日町の防災会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会議)

第2条 会議は会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

### (専決処分)

第3条 会長は防災会議を招集するいとまがないとき、その他止むを得ない事情により会議を招集する事ができないとき、会長は会議が処理すべき事項のうち次の各号に掲げる事項について専決処分をすることができる。

- (1) 朝日町地域防災計画に基づきその実務の推進をすること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に際し、すみやかに応急措置を推進すること。
- (5) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置についてあらかじめ防災会議において決定された設置基準に従って町長に意見をのべること。

会長は前項の規定により専決処分をしたときは次の会議に報告しなければならない。

第4条 この規定に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規定は昭和38年9月11日より施行する。

### 附 則

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

## 朝日町防災会議委員名簿

番号	委員区分	役 職 名
1	会 長	朝日町長
2	1号委員	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長
3	〃	山形地方気象台次長
4	2号委員	村山総合支庁西村山地域振興局長
5	〃	村山総合支庁建設部次長（西村山担当）
6	3号委員	寒河江警察署長
7	4号委員	朝日町副町長
8	〃	朝日町総務課長
9	〃	朝日町総務課主幹兼危機管理対策室長
10	〃	朝日町政策推進課長
11	〃	朝日町健康福祉課長
12	〃	朝日町農林振興課長
13	〃	朝日町建設水道課長
14	5号委員	朝日町教育長
15	6号委員	西村山広域行政事務組合消防長
16	〃	朝日町消防団長
17	7号委員	日本郵便株式会社宮宿郵便局長
18		東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター所長
19	〃	東日本電信電話株式会社宮城事業山形支店災害対策室長
20	〃	日本通運株式会社仙台支店国際貨物部次長兼山形国際オペレーション課長
21	8号委員	朝日町区長会副会長
22	〃	朝日町民生委員・児童委員
23	〃	朝日町社会福祉協議会事務局長

## 朝日町防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、朝日町防災行政無線局（以下、「防災行政無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者総体をいう。
- (2) 同報系 親局と子局との間の通信系をいう。
- (3) 親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 子局 屋外拡声子局と再送信子局の総称をいう。
- (5) 屋外拡声子局 親局又は再送信子局の通信の相手方となり屋外拡声装置を備える子局をいう。
- (6) 再送信子局 親局と子局との間の通信を中継する子局をいう。
- (7) 同報系遠隔制御器 親局と有線で接続された送受信設備で、親局の機能を分掌するものをいう。
- (8) 移動系 基地局及び陸上移動局の通信系をいう。
- (9) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、本庁内に設置する移動しない無線局をいう。
- (10) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点において停止中に運用する車載型、携帯型の無線局をいう。

(総括管理者)

第3条 防災行政無線局に、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、防災行政無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長を充てる。

(管理責任者)

第4条 防災行政無線局に、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理及び運用の業務を所掌するとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長を充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 防災行政無線局に、通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、防災行政無線局の管理及び運用の業務を分掌する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有するものうちから、管理責任者が指名する。

(通信取扱者)

第6条 防災行政無線局に、通信取扱者を置く。

- 2 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに、法及び関係法令に基づき、適正に防災行政無線局の運用を行う。
- 3 通信取扱者は、防災行政無線局の運用に携わる職員とする。

(防災行政無線局の構成)

第7条 防災行政無線局の設置場所及び認識信号は、別表のとおりとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常時通信 災害発生等非常時の通報及び通話をいう。
- (2) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通報及び通話をいう。
- (3) 普通通信 前2号以外の通報及び通話をいう。

(通信の統制)

第9条 総括管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、普通通信を制限することができる。

(災害時の運用)

第10条 総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、管理責任者及び通信取扱責任者に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置を講じなければならない。

(通信訓練)

第11条 総括管理者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期に又は臨時に通信訓練を行うものとする。

(備付書類等の管理)

第12条 管理責任者は、法令に基づく業務書類を備え付け、管理しなければならない。

(保守点検)

第13条 管理責任者は、防災行政無線局の正常な機能を維持するため、定期的に保守点検を行い、常に良好な状態に保たなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

別表（第7条関係）

同報系親局設置場所

識別信号	位置
ぼうさいあさひ	朝日町役場

同報系遠隔制御器

識別信号	位置
—	消防署朝日分署

同報系再送信子局設置場所

識別信号	位置
ぼうさいあさひ わごうたいらさいそうしん	和合平りんご交流館
ぼうさいあさひ かみごうさいそうしん	上郷地区集落センター
ぼうさいあさひ すぎやまさいそうしん	杉山公民館

同報系屋外拡声子局設置場所

識別信号	位置
ぼうさいあさひ みやじゆく	宮宿警鐘台
ぼうさいあさひ すけのまき	助ノ巻公民館
ぼうさいあさひ まえたざわ	前田沢ポンプ庫
ぼうさいあさひ しのさわ	四ノ沢公民館
ぼうさいあさひ わごう	和合交流センター
ぼうさいあさひ おばら	小原遊園地
ぼうさいあさひ ふるまき	古楨ポンプ庫
ぼうさいあさひ おくりはし	送橋公民館
ぼうさいあさひ しもあしざわ	下芦沢公民館
ぼうさいあさひ せったい	撰待公民館
ぼうさいあさひ うつの	旧上郷小学校
ぼうさいあさひ おおたき	大滝公民館
ぼうさいあさひ ゆきたに	雪谷公民館
ぼうさいあさひ ときわ	常盤警鐘台
ぼうさいあさひ せいぶこうみんかん	西部公民館

識別信号	位置
ぼうさいあさひ ながぬま	長沼公民館
ぼうさいあさひ やつぬま	八ツ沼公民館
ぼうさいあさひ のうじゅう	能中公民館
ぼうさいあさひ たかだ	高田公民館
ぼうさいあさひ たろう	太郎公民館
ぼうさいあさひ こくすべ	石須部公民館
ぼうさいあさひ たてき	旧立木小学校
ぼうさいあさひ しらくら	白倉公民館
ぼうさいあさひ まつほど	松程林業センター
ぼうさいあさひ おおふなぎ	大船木公民館
ぼうさいあさひ こんぺい	今平公民館
ぼうさいあさひ おおや	大谷警鐘台
ぼうさいあさひ あきばさんこうゆうかん	秋葉山交遊館
ぼうさいあさひ なかざわ	中沢ふれあい交流プラザ
ぼうさいあさひ さちゆう	玉ノ井コミュニティセンター
ぼうさいあさひ ふなと	舟渡地区多目的集会施設
ぼうさいあさひ くりきさわ	栗木沢公民館
ぼうさいあさひ かわどおり	川通集落センター
ぼうさいあさひ おおぐれやま	大暮山公民館
ぼうさいあさひ おおぬま	旧大沼分校
ぼうさいあさひ しぜんかん	朝日自然観
ぼうさいあさひ けわいざか	粧坂多目的集会施設

移動系基地局

ぼうさいあさひまち	総務課
-----------	-----

移動系陸上移動局

ぼうさいあさひまち 1	車載 消防団指令車
ぼうさいあさひまち 2	車載 町民バス
ぼうさいあさひまち 3	車載 水道トラック
ぼうさいあさひまち 4	車載 水道バン

識別信号	位置
ぼうさいあさひまち 5	車載 建設水道課車
ぼうさいあさひまち 6	車載 農林振興課車
ぼうさいあさひまち 7	携帯 総務課
ぼうさいあさひまち 8	携帯 総務課
ぼうさいあさひまち 9	携帯 建設水道課
ぼうさいあさひまち 10	携帯 建設水道課
ぼうさいあさひまち 11	携帯 建設水道課
ぼうさいあさひまち 12	携帯 農林振興課

# 山形県災害報告取扱要領

## 1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

## 2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）第1の2に定める災害をいう。

## 3 災害の報告

### (1) 報告先

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害状況等について、総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告するものとする。

### (2) 報告の方法

報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

## 4 報告の種類等

### (1) 報告の種類及び様式

報告の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

報告の種類	様 式	摘 要
災 害 速 報	第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災 害 情 報	第2号～第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	第14号	
災害確定報告		
災 害 年 報	第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。

### (2) 報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

- ア 災 害 速 報 即時
- イ 災 害 情 報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害中間報告 防災危機管理課が指示するとき以降順次
- エ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内
- オ 災 害 年 報 2月15日

## 5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

### (1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

### (2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。

ウ 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

エ 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### (3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### (4) その他

- ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- エ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校校における教育の用に供する施設とする。
- オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。
- カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- コ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
- ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。
- チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。
- テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
- ヌ 「崖くずれ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。
- ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。

#### (5) 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

#### (6) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とし、具体的には学校、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設とする。

- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。
- サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。
- シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。
- ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。
- セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附 則

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

様式第1号

災 害 速 報 ( 月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災害の概況及び応急対策の状況	

(注) : 被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同)  
併せてファクシミリで送付すること。

様式第2号

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年月日( ) : 現在

整理 番号	被害の態様	被害発生 の場所	被害発生		被災者氏名 生年月日 被災者住所	被害の原因	備考
			月	日			

- (注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷の別を記入すること。  
 2 被害発生場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。  
 3 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容 (世帯主名 世帯数 人数)	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

(注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 「1 住家被害」の被害内容の欄には世帯主名、世帯数及び人数を記入すること。

ただし、世帯主名、世帯数及び人数については、後日改めて報告することで構わない。

4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

住民避難情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	住民避難 の 原因	場 所	避難開始		住民避難 の 内容	避難先	避難解消		備 考
			月	日			月	日	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

- (注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（崖くずれ、地すべり、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
- 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
- 4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。
- 5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
- 6 備考の欄には、避難指示等の発令、解除を記入すること。
- 7 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

道 路 規 制 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区 間 ・ 場 所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備 考
				月 時	日 分			月 時	日 分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。
- 8 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第6号

河川被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	河川名	場 所	被害発生		被害内容	数 量	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川 (国管理)、一級河川 (県管理)、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
- 4 数量の欄には、延長 (m)、面積 (㎡)、土量 (m³)、等を記入すること。
- 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること (避難状況については、様式第4号に記入すること)。
- 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第7号

土砂災害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	災害の態様	場 所	災害発生		災害内容	住 民 の 避難状況	備 考
			月	日			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖くずれ、地すべり、土石流等の別を記入すること。  
2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。  
3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。  
4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。  
5 様式第5号に記入した分については除くこと。  
6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

ライフライン被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	ライフライン の種別	場 所	被害発生		被害内容	復旧		備考
			月	日		月	日	

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。  
 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。  
 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。  
 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。  
 5 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第9号

その他被害情報 ( ) 関係)

報告先 :

報告機関名 : No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 本様式は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。  
2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。  
3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。  
4 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	避難施設名	場 所	避難 者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～20歳未満）、大人（20歳以上～65歳未満）、高齢者（65歳以上）毎に記載すること。

医療救護関係情報I

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

- (注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。  
 2 既収容人数を ( ) 内書きで記入すること。

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

人的被害状況

区分	人 数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の 種 類 及 び 数 量	備 考
		医 師	看護婦等		
		人	人		

(注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。

2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

災害報告 (中間・確定)

災害名	報告番号	市町村名	区	被害		区分		被害		区分		被害	名称	日時
				被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害			
		( 月 日 時現在)		田	流出・埋没	ha	公立文教施設	千円					設置	月 日 時
				畑	流出・埋没	ha	農林水産業施設	千円					解散	月 日 時
			その他	文教施設	冠水	箇所	その他の公共施設	千円						
				病	冠水	箇所	小計	千円						
				道	冠水	箇所	農産被害	千円						
				橋	冠水	箇所	林産被害	千円						
				河	冠水	箇所	畜産被害	千円						
				港	冠水	箇所	水産被害	千円						
				砂	冠水	箇所	商工被害	千円						
				清	冠水	箇所	商工建物被害	千円						
				鉄	冠水	箇所	鉄道施設被害	千円						
				被	冠水	箇所	電信電話施設被害	千円						
				水	冠水	箇所	電力施設被害	千円						
				電	冠水	箇所	その他の	千円						
				電	冠水	箇所	小計	千円						
				ガ	冠水	箇所	被害総額	千円						
				ブ	冠水	箇所	被害発生場所							
				り	冠水	箇所	災害発生年月日							
				り	冠水	箇所	災害の概況							
				災	冠水	箇所	消防機関の活動状況							
				世	冠水	箇所	その他(避難指示等の状況)							
				帯	冠水	箇所								
				者	冠水	箇所								
				数	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				地	冠水	箇所								
				す	冠水	箇所								
				べ	冠水	箇所								
				り	冠水	箇所								
				が	冠水	箇所								
				崩	冠水	箇所								
				れ	冠水	箇所								
				土	冠水	箇所								
				石	冠水	箇所								
				流	冠水	箇所								
				物	冠水	箇所								
				建	冠水	箇所								
				物	冠水	箇所								
				物	冠水	箇所								
				他	冠水	箇所								
				の	冠水	箇所								
				そ	冠水	箇所								
				の	冠水	箇所								
				火	冠水	箇所								
				災	冠水	箇所								
				生	冠水	箇所								
				住	冠水	箇所								
				家	冠水	箇所								
				被	冠水	箇所								
				害	冠水	箇所								
				一	冠水	箇所								
				部	冠水	箇所								
				破	冠水	箇所								
				損	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所								
				人	冠水	箇所								
				棟	冠水	箇所								
				世	冠水	箇所								
				帯	冠水	箇所			</					

災害年報 市(町・村)

区分	災害名		発生年月日	計
	発生	発生年月日		
人的被害	死者	人		
	行方不明者	人		
	重傷	人		
住家被害	軽傷	人		
	全壊	棟		
	半壊	棟		
住家被害	一部破損	棟		
	床上浸水	世帯		
	床下浸水	棟		
非住家	公共建物	棟		
	その他	棟		
	流出・埋没	ha		
その他	田冠水	ha		
	畑冠水	ha		
	文教施設	箇所		
	病院	箇所		
	道路	箇所		
	橋りょう	箇所		
	河川	箇所		
	港湾	箇所		
	砂防	箇所		
	水道	箇所		
清掃施設	箇所			

区分	災害名		発生年月日	計
	発生	発生年月日		
その他	鉄道不通	箇所		
	船舶被害	隻		
	水道	戸		
その他	電線	回線		
	電気	戸		
	ガス	戸		
その他	ブロック塀	箇所		
	地すべり	箇所		
	がけ崩れ	箇所		
火災発生	土石流	箇所		
	建物	件		
	危険物	件		
その他	その他	件		
	災害世帯	世帯		
	災害者	人		
その他	公立文教施設	千円		
	農林水産業施設	千円		
	公共土木施設	千円		
その他	その他の公共施設	千円		
	小計	千円		
	農産物被害	千円		
その他	林産物被害	千円		
	畜産物被害	千円		
	水産物被害	千円		
その他	商工建物被害	千円		
	商工施設被害	千円		
	電信電話施設被害	千円		
その他	電力施設被害	千円		
	その他	千円		
	被害総額	千円		
その他	災害設置	月 日 月 日 月 日 月 日		
	対策本部解散	月 日 月 日 月 日 月 日		
	消防職員出動延人数			
その他	消防団員出動延人数			
	備考			
	備			

## 被 害 判 定 基 準

山形県地域防災計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

被害区分		被害判定
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在が不明であり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。1月未満
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療をできる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯として扱う。）
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の0%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

被害区分		判定基準
非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの。
そ の 他 の 被 害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。
	病院	医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用され河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	

被害区分		判定基準
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
り災者	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
災害の態様	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
	崖くずれ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、河岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。

被害区分		判定基準
被害額	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具とする。

- (注) 1 「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあたっては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。
- 2 要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

災害救助法関係（救助の程度、方法及び期間）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝礼、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり 5,610,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。						
		区 分			1 人 帯	2 人 帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6人以上1増すごとに加算
		全壊 全焼			夏 18,500	23,800	35,100	42,800	53,200	7,800
		流失			冬 30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊 半焼	夏 6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600				
床上浸水	冬 9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500				
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療機具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失つた者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住宅が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失つた世帯 生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1件当たり 30,000円 2 就職支度費 1件当たり 15,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	1 貸付期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒等（特別支援学校の児童、生徒を含む。）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校生徒等 5,100円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々に実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際、死亡した者を対象に実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12才以上） 211,300円以内 小人（12才未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	洗浄、縫合、消毒等 1体当たり 3,400 円以内 一時保存 既存建物借上費…通常の実費 既存建物以外…1体当たり 5,300 円以内 検索 救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から 10 日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な時は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもっては当該障害物を除去することができない者	1世帯当たり 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 土木技術者、建築技術者 17,200 円以内 大工、左官、とび職 20,700 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。例：実施期間の延長、季別基準の変更、輸送費の範囲の変更等

## 防災関係機関一覧

名称（事業所等名）	所在地	電話番号	衛星電話番号
山形県防災危機管理課	山形市松波二丁目 8-1	023-630-2232	7-800-1200 ~1204 1208
山形県庁対策室	※災害発生時のみ		7-800-1600 ~10
山形県庁対策本部	※災害発生時のみ	023-630-3142 ~45	7-800-1170 ~73
村山総合支庁総務課防災安全室	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8108	7-810-120 7-810-121
村山総合支庁災害対策支部	※災害発生時のみ		7-810-110 ~113
村山総合支庁西村山振興局総務課	寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-8700	7-820-121
村山総合支庁建設部西村山河川砂防課	寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-8413	7-820-133
村山総合支庁建設部西村山道路計画課	寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-0667	7-820-132
村山保健所	山形市十日町 1-6-6	023-622-2543	7-800-8000
寒河江警察署	寒河江市西根上川原 228-1	83-0110	
西村山広域行政事務組合消防本部 通信指令室	寒河江市西根石川西 300-1	86-2574	7-747-101
国土交通省山形河川国道事務所	山形市成沢西 4 丁目 3-55	023-688-8421	
山形地方气象台	山形市緑町 1-5-77	023-622-2262	7-800-8200
山形労働基準監督署	山形市緑町 1-5-58	023-624-211	
農林水産省山形森林管理署	寒河江市元町 1-17-2	86-3161	
陸上自衛隊第 6 師団	東根市神町南 3-1-1	48-1151	7-800-8210
東日本電信電話株山形支店	山形市本町 1-7-54	023-621-9181	7-800-8270
東北電力ネットワーク株 天童電力センター	天童市天童中 1-4-1	023-651-3929	
山交バス株寒河江営業所	寒河江市新山町 2-1	86-2181	
(一社) 寒河江市西村山郡医師会	寒河江市寒河江久保 5	84-0540	
さがえ西村山農業協同組合	寒河江市中央工業団地 75	86-8181	
朝日町商工会	朝日町宮宿 1103-1	67-2207	
土地改良区	朝日町宮宿 1115	67-3616	

報道機関一覧

名称（事業所等名）	所在地	電話番号	ファクシミリ
山形新聞社寒河江支社	寒河江市北町1-12	86-4241	86-1195
朝日新聞社山形総局	山形市六日町7-10	023-622-4868	023-622-4871
毎日新聞社山形支局	山形市七日町5-9-17	023-622-4201	023-628-2011
読売新聞社山形支局	山形市あこや町3-15-27	023-624-2121	023-624-0730
河北新報社山形総局	山形市あこや町3-12-11	023-622-2411	023-642-5059
産経新聞山形支局	山形市小姓町1-1	023-623-0241	023-628-3018
日本放送協会山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9511	023-633-2842
山形放送株式会社（YBC）	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6161	023-623-5942
株式会社山形テレビ（YTS）	山形市城西町5-4-1	023-645-1315	023-644-2496
株式会社テレビユー山形（TUY）	山形市白山1-11-33	023-624-8111	023-624-8372
株式会社さくらんぼテレビジョン（SAY）	山形市落合町85	023-635-2111	023-635-3910

## 山形県広域消防相互応援協定書

### (目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

### (応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

#### (1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地在市町村長の要請をまたずに出動する応援

#### (2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地在市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

### (特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

#### (1) 災害の概況及び応援を要請する事由

#### (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数

#### (3) 活動内容及び集結地

#### (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名

#### (5) その他必要事項

### (応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

(3) 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

### (図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯(危険物製造所、同貯蔵所等)を明示

した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合において、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改 廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長等 氏 名

(連 署)

## 山形県広域消防相互応援協定運用について

### 第2条関係

- (1) 普通応援の出場区域は、隣接境界からおおむね2軒程度とする。ただし、関係市町村間でその範囲を別にとりきめすることができる。
- (2) 一部事務組合の区域内に発生した災害について特別応援を要請する場合は、組合の管理者から他の市町村等の長に行われるべきものであること。(地方自治法第284条、消防組織法第15条第3項及び第26条の3)

### 第3条関係

- (1) 事後に提出する特別応援の要請書は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 応援を要請した市町村長等は、第4号の誘導員を応援集結地に配置し、応援隊の誘導に当たらしめるものとする。
- (3) 誘導員は腕章を付け、昼間は赤旗、夜間は赤色提灯をもってその位置を明示するものとする。
- (4) 応援要請にあたり、消火せんの開閉器具の手配の必要有無を確認し、準備すること。

### 第4条関係

普通応援は、火災発生を覚知した場合に自動的に行われるものであるが、隣保相互扶助の建前から、状況によっては隣接市町村に火災を通報するものとする。

### 第5条関係

- (1) 現地本部総指揮者は、腕章を付け、所在を明示するに足る標識(旗又は提灯)を掲げなければならないものとする。
- (2) 現地本部に腕章を付けた伝令を置き、応援隊に総指揮者の命令を伝達するものとする。

### 第6条関係

現地本部総指揮者に対する報告は口頭等によるが、後日すみやかに別記様式第2号による応援隊活動報告書を応援要請者に提出するものとする。ただし、報告書の提出は、特別応援に限るものであること。

殿

市町村長等の長

印

特 別 応 援 要 請 書

山形県広域消防相互応援協定書第3条による特別応援を下記により要請します。

記

災 害 種 別	
発災日時及び発災場所	
災害の概況及び 応援要請の事由	
要請応援対等の 種類及び数	
要請活動内容	
終 結 地	
現地総指揮者職氏名	
誘導員職氏名	
その他必要事項	

殿

市町村長等の長

印

応援活動報告書

山形県広域消防相互応援協定書第3条による特別応援を下記により要請します。

記

災 害 種 別		覚知別			
発 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ				
発 災 場 所					
受 信 時 分	時 分		要請者名		
出 動 応 援 隊 の 活 動	応援隊名	出動人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引上時分	帰着時分	走行距離
現 地 指 揮 者 と の 連 絡					
応 援 隊 の 活 動 状 況					

別記様式第3号

腕章は次のとおりとする。

総指揮者 市町村等名
---------------

白地に黒字とする

本部員 市町村等名
--------------

〃

伝令 市町村等名
-------------

〃

誘導員 市町村等名
--------------

〃

## 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目 的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓 練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部

(2) 幹 事 同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書 16 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成7月11月14日

覚 書 者

消 防 長 氏 名

(15 消防長連署)

立 会 人

山形県生活福祉部長 氏 名

第2条第3項関係

応 援 隊 数

消防本部名 応援隊の種類	応援隊数	広域応援 指揮支援隊	消火隊・化学隊	救助隊	救急隊	後方支援隊	特殊隊
山形市消防本部	13	1	3	1	3	2	3
上山市消防本部	3		1		1	1	
天童市消防本部	4		1	1	1	1	
西村山広域行政事務組合消防本部	6		2	1	2	1	
村山市消防本部	4		1	1	1	1	
東根市消防本部	4		1	1	1	1	
尾花沢市消防本部	3		1		1	1	
最上広域市町村圏事務組合消防本部	6	1	2	1	1	1	
置賜広域行政事務組合消防本部	10	1	4	1	2	2	
西置賜行政組合消防本部	7		2	1	2	2	
鶴岡市消防本部	13	1	5	2	3	1	1
酒田地区広域行政組合消防本部	11		5	1	3	1	1
計	84	4	28	11	21	15	5

第3条関係

情 報 連 絡 窓 口

消防本部名	連絡先		NTT 回線		地域衛星通信ネットワーク (山形県防災行政無線)	
			電話	FAX	電話	FAX
山形市消防本部	昼間	警防課	023-634-1197	023-624-6687	7-006-744-901	7-006-744-950
	夜間	通信指令課	023-634-1198	023-631-7320		
上山市消防本部	昼間	消防署	023-672-1190	023-673-3250	7-006-745-401	7-006-745-450
	夜間	通信指令室				
天童市消防本部	昼間	消防課	023-654-1191	023-654-6269	7-006-746-101	7-006-746-150
	夜間	通信指令室				
西村山広域行政 事務組合消防本部	昼間	警防課	0237-86-2576	0237-86-3406	7-006-747-101	7-006-747-150
	夜間	通信指令課	0237-86-2504			
村山市消防本部	昼間	総務課	0237-55-2514	0237-53-3119	7-006-748-905	7-006-748-955
	夜間	通信指令室				
東根市消防本部	昼間	総務課	0237-42-0134	0237-43-7138	7-006-749-901	7-006-749-950
	夜間	通信指令室				
尾花沢市消防本部	昼間	通信指令室	0237-22-1131	0237-22-1156	7-006-750-101	7-006-750-150
	夜間					
最上広域市町村圏 事務組合消防本部	昼間	警防課	0233-22-7521	0233-22-7523	7-006-751-901	7-006-751-950
	夜間	通信指令課				
置賜広域行政事務 組合消防本部	昼間	警防課	0238-23-3107	0238-26-2036	7-006-752-401	7-006-752-450
	夜間	通信指令課	0238-23-6650	0238-37-9123		
西置賜行政組合 消防本部	昼間	通信指令室	0238-88-1211	0238-88-1861	7-006-756-501	7-006-756-550
	夜間					
鶴岡市消防本部	昼間	警防課	0235-22-8320	0235-23-0119	7-006-757-901	7-006-757-950
	夜間	通信指令課	0235-22-8321			
酒田地区広域行政 組合消防本部	昼間	警防課	0234-61-7115	0234-52-3491	7-006-758-101	7-006-758-150
	夜間	通信指令課	0234-61-7116	0234-52-3492		
山形県消防救急課	昼間	消防救急課	023-630-2226	023-633-4711	7-006-800- 1205	7-006-800-1500
	夜間	宿直室	023-630-2754			

## 大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救護及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文章によって応援を行った市町村に速やかに提供するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は大規模災害に認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。2前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書 44 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 印

(44 市町村長連署)

## 大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係  
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
  - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
  - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
    - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
    - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
    - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
  - (1) 応援に従事する者（以下、「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
  - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
  - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
  - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
  - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、《建築確認業務等》の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
  - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りでないものとする。
- 6 その他
  - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
  - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表1 連絡担当課一覧

※ 市町村防災担当者名簿を参照

別表2

応援調整市町村

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
村	山	鶴岡市	酒田市	新庄市
最	上	上山市	米沢市	長井市
置	賜	村山市	新庄市	鶴岡市
庄 内	庄内平野東縁地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域	応援調整市町村		
	第1順位	第2順位	第3順位
東南村山	寒河江市	南陽市	東根市
西村山	山形市	長井市	東根市
北村山	新庄市	天童市	寒河江市
最 上	村山市	酒田市	鶴岡市
東南置賜	長井市	上山市	寒河江市
西置賜	米沢市	寒河江市	上山市
鶴 岡	酒田市	寒河江市	新庄市
酒 田	鶴岡市	新庄市	尾花沢市

この表は、平成11年5月12日から施行する。

## 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

### (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

### (消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県文化環境部消防防災課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊員」という。）を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

### (消防防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航責任者が消防防災ヘリに重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

### (消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という。）第2条第2号の規定による応援要請があったものとみなす。

### (運航経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

### (その他)

第9条 この規定に定めない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成10年4月10日

山形県知事 氏名

市町村長 氏名  
(44市町村長連署)

消防の事務組合代表者 氏名  
(5代表者連署)

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請市町村等	市・町・村	発信者
緊急運航事態種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 災害救急 (5) その他	
要請内容	(1) 消火 (2) 救助 (3) 救急 (4) 物資搬送 (5) 偵察 (6) その他	
発生場所 目 標	住所 目標 マップ	縦座標軸 横座標軸
発生日時	年 月 日 ( )	時 分頃
事業概要又は 災害概要		
気象状況 (災害現場)	天候 視界	風向 風速 気象情報 気温
必要資機材		
出 動 先 離 着 陸 場	場 所 目標 (名称) マップ	要請側病院名 縦座標軸 横座標軸
搬 送 先 離 着 陸 場	場 所 目標 (名称) マップ	(市・町・村) 番地 搬送先病院名 縦座標軸 横座標軸
傷 病 者 名	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 年 月 日生 ( 歳) 重・中・軽 男 女
現 地 搭 乗 者	有 無	職名 氏名
地 上 指 揮 者	指揮者名	職名 氏名
コールサイン	無線種別 (全国波・県内波) コールサイン	
他のヘリの活動要請	有 無	機関名
要 請 日 時	年 月 日	曜日 時 分
※ 以下の項目については、消防防災航空隊で活動を決定後至急連絡します。		
運 航 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン	
到 着 予 定 時 間	年 月 日	曜日 時 分
活 動 予 定 時 間	時間 分	
※ その他の特記事項		
		受 信 者

## 水道施設の災害復旧に伴う応援協定書

朝日町水道事業管理者の権限を行う 朝日町長（以下「甲」という。）と朝日町水道工事組合 組合長（以下「乙」という。）は、次のとおり応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する水道施設が地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）により、給水機能に障害が生じた時、乙の応援を得て朝日町が定める緊急点検マニュアルに基づく点検の実施や、応急復旧工事等を速やかに行い、給水機能を早期に回復することを目的とする。

2 日本水道協会東北支部及び日本水道協会山形県支部から、相互応援計画の協定を締結している都市が災害を受け、甲に対し応急復旧工事等の応援隊の派遣要請があった場合、乙の応援を得て対処することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は緊急点検や応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

2 甲は、相互応援計画の協定により応援隊が必要であると認めたときは、乙に派遣を要請する。

（要請手続）

第3条 甲は、第2条第1項の規定により、乙に出動要請を行う場合は電話により行うものとする。ただし、電話連絡が不可能なときは、職員を派遣し要請する。

（点検及び復旧活動）

第4条 乙は、第2条の出動要請又は派遣要請があったときは、乙の組合員の中から施行業者を選抜し甲に報告するものとする。

2 施行業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、緊急点検や応急復旧工事等を行う。

3 前項の職員が派遣されない場合は、甲の指示した職員の了解を得て、緊急点検や応急復旧工事等を行う。

（着手報告）

第5条 施行業者は、緊急点検や応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（完了報告）

第6条 施行業者は、緊急点検や応急復旧工事等を完了したときは、別に定める完了報告書を甲に提出するものとする。

（費用の立替）

第7条 第4条の規定により、生じた費用のうち立替えが必要な場合は、施行業者が一時的に立替えておくものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条の規定により施行業者が一時立替えた費用の支払いについては、甲が定める単価により積算し、施行業者と協議の上支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を早期かつ正確に行うため、予め連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第10条 乙は、緊急点検や応急復旧工事等を円滑に実施するため、必要な資材、機材及び人員の把握に努め、甲の求めにより報告するものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ解決するものとする。

本協定の締結を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月25日

朝日町水道事業管理者の権限を行う

甲

朝日町長 氏 名

朝日町水道工事組合

乙

組合長 氏 名

## 水道管路の漏水事故に伴う相互応援協定書

朝日町、大江町及び西川町の3町は、水道管路の漏水事故等（以下「漏水」という。）に伴う相互の応援を次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、3町が管理する水道管との漏水発生時に配水機能を早期に回復するため、3町が互いに資材を貸出し、また、その運搬等を実施することを目的とする。

### （応援要請）

第2条 漏水が発生した町（以下「甲」という。）は、他の2町（以下「乙」という。）の応援を必要と認めるときは、乙に応援を要請する。

### （要請手続）

第3条 甲は、第2条の規定により、乙に応援要請を行う場合は電話により行うものとする。ただし、電話連絡が不可能なときは、職員を派遣し要請する。

### （応援活動）

第4条 乙は、第2条の応援要請があった場合は、資材の有無や運搬方法等を甲に報告するものとする。

### （着手報告）

第5条 乙は、資材の運搬や職員の派遣に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

### （完了報告）

第6条 乙は、資材の貸し出しを完了したときは、甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 乙が実施する資材の運搬等に係る一切の費用については、乙の負担とする。

### （資材等の返却）

第8条 甲は、乙が貸出した資材等について、後日、速やかに同等品等を返却しなければならない。

### （連絡責任者）

第9条 3町は、相互応援を速やかに行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、毎年度当初に名簿を相互に交換するものとする。

### （報告事項）

第10条 3町は、相互応援を円滑に実施するため、資材の在庫や、機材及び人員を毎年度当初に把握し、相互に報告するものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度3町協議のうえ解決するものとする。

平成19年2月26日

朝日町水道事業管理者の権限を行う  
朝日町長 氏 名

大江町水道事業管理者の権限を行う  
大江町長 氏 名

西川町水道事業管理者の権限を行う  
西川町長 氏 名

## 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

山形県朝日町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震等の災害時の災害時におけるレンタル機材の供給に関し次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、山形県朝日町内に地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （供給の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する仮設トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の供給を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （供給）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に運搬、供給するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給できる体制を可能な限り保持するものとする。

### （費用の負担）

第4条 甲は、保有機材の供給及び運搬に係る費用を負担するものとする。これにかかる費用は、乙の平常時の価格により算出した額とする。

### （引渡し）

第5条 保有機材の供給に係る引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### （協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の期間から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は、変更の申し出がないときは、さらに、3年間、期間が延長されるものと判断し、以後この例による。

### （定めのない事項等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

### （発効）

第8条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保管する。

平成20年3月17日

山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115

甲 朝日町長 氏 名

東京都中央区日本橋3-12-2

乙 朝日ビルヂング7F  
株式会社 アクティオ  
代表取締役 氏 名

## 災害時の協力に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社天童営業所（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、朝日町内で災害が発生した場合は、次条から第5条について相互に協力するものとする。

### （災害情報の提供）

第3条 甲及び乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

### （復旧作業に対する協力）

第4条 甲は、なだれや土砂災害等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたす場合、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

### （資材置場等の確保に対する協力）

第5条 甲は、災害時において乙が行う電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）が確保できない場合は、乙の要請により、資材置場等の確保に協力するものとする。

### （隣接行政区域内に対する協力）

第6条 甲は、西村山広域行政区域内に災害が発生した場合において、乙が行う電力復旧作業に必要な資材置場等が確保できない場合は、前条同様乙の要請により協力するものとする。

### （町災害対策本部への社員の派遣）

第7条 乙は、震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、必要に応じ、甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部に乙の社員を派遣するものとする。

2 派遣された乙の社員は、災害情報の収集及び伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

### （復旧順位）

第8条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、救急告示病院、町役場、消防署等の拠点施設への電力設備の復旧を優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧における電源車の使用等は、乙の判断によるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては朝日町総務課長、乙においては東北電力株式会社天童営業所総務課長とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成21年2月13日

甲 朝日町長 氏 名

乙 東北電力株式会社  
天童営業所長 氏 名

## 災害時の応急対策に関する協力協定

朝日町長（以下「甲」という。）と朝日町建設クラブ会長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他緊急事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲が行う応急対策を、乙の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策のために乙の協力を必要とするときは、次の事項を示した書面をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

- （1）災害等の状況及び協力を要請する理由
- （2）協力を要請する場所
- （3）協力を要請する応急対策の内容
- （4）その他協力要請を行うにあたり必要な事項

### （要請への協力）

第3条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、特別な事情がない限り、甲が行う応急対策に協力するものとする。

### （協力の範囲）

第4条 乙が協力する応急対策の範囲は、次のとおりとする。

- （1）災害等により発生した障害物の除去
- （2）災害等による被災箇所の応急措置及び応急工事
- （3）建設機械、資材等の提供
- （4）その他災害時において乙の協力を必要とする応急対策

### （報告）

第5条 乙は、災害等の応急対策の協力を行ったときは、次の各号に掲げる事項を甲に書面をもって報告するものとする。

- （1）協力を行った事業所、応急対策の内容、場所
- （2）協力を行った事業所ごと従事者数及び時間数
- （3）応急対策に使用した機械、資材
- （4）その他協力を行った応急対策の確認に必要な事項

### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害等における応急対策の協力が迅速かつ効果的に行われるよう、必要な情報を相互に連

絡するため、甲においては、朝日町建設水道課長、乙においては、朝日町建設クラブ会長を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により、乙が行った災害等の応急対策に要した費用は、基本的に甲の負担とする。

(損害の負担)

第8条 災害等の応急対策の協力の伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、乙は、遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、これら損害への対応は、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに、甲、乙いずれか一方から協定解除の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月13日

甲 朝 日 町 長 氏 名

乙 朝日町建設クラブ会長 氏 名

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と朝日町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 朝日町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 朝日町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めるとき

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

### （平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年2月25日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号  
国土交通省 東北地方整備局長 氏 名

乙 西村山郡朝日町大字宮宿1115番地  
朝 日 町 長 氏 名

## 災害時の応援協力に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）と寒河江西村山建設コンサルタント協議会（以下「乙」という。）は、災害時の応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（震度5弱以上の地震、風水害、融雪等による緊急事態）が発生した場合、甲が所管する公共土木施設（道路、河川、農地、土砂災害防止施設等）の被害状況調査（以下「調査」という。）に対し、乙の災害時応援協力を速やかに実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力の要請）

第2条 甲は、所管する公共土木施設の調査のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し、調査を要請することができるものとする。

（応援協力の内容）

第3条 乙は、甲からの要請を受けたときは、出来る限り速やかに被害個所の調査を実施し、調査結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、応援協力の内容に十分配慮するものとする。

（応援協力の実施体制）

第4条 甲は、あらかじめ連絡体系等を作成し、乙に報告するものとする。なお、それらに変更が生じた場合、甲は速やかに乙に報告するものとする。

2 乙は、あらかじめ実施体制編成表等を作成し、甲に報告するものとする。なお、それらに変更が生じた場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援協力の実施に要する経費は原則として乙が負担するものとする。

（事務局）

第6条 この協定の施行に関し、甲は朝日町役場内に、乙は会長の会社にそれぞれ事務局をおく。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年4月6日

甲 朝日町  
町長 氏 名

乙 寒河江西村山建設コンサルタント協議会  
会長 氏 名

## 災害時等における物資調達に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が朝日町内で発生した場合（以下「災害時等」という。）、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

### （救助物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールベッド、段ボール間仕切り、段ボールシート、段ボールケース、避難所等使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）
- (2) その他乙の取扱商品

### （協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限りに優先して、甲の要請事項を実施するものとする。

### （要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

### （物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、物資調達を確認のうえ、これを引き取るものとする。

### （経費の負担）

第7条 物資の調達及び運搬に係る経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

### （報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年6月20日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115  
朝日町長 町長 氏 名

乙 山形市高木20番地  
東北カートン株式会社  
取締役社長 氏 名

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

朝日町長（以下「甲」という。）と山形県生活協同連合会会長理事（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において、地震、風水害等及びその他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給、医療、保健活動、生活情報の収集・提供、ボランティア活動への支援等の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

（応急生活物資供給の協力）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生活協同組合（余目町農業協同組合を含む。以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について協力を要請することができる。この場合において、

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、会員生活の保有商品の優先的な供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（応急生活物資の品目）

第3条 甲が乙に要請する災害時における応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができる。

（応急生活物資供給の要請手続き等）

第4条 災害時における応急生活物資等の供給の要請は、甲が乙に対し、要請書（様式第1号）をもって、行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話などで要請し、事後において要請書を送付するものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請手続きに関し、甲及び乙間、乙及び会員生協間の連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないように、常に点検及び改善に努めるものとする。

（応急生活物資供給対価）

第5条 災害時に応急生活物資として、乙及び会員生協が供給した応急生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価は、乙及び会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（医療・保健活動の確保）

第6条 甲は、災害時の救急医療活動その他医療・保健活動を円滑に行うため、医療関係機関との連携の下に、必要に応じて乙及び会員生協に対し、情報の提供又は必要な要請を行うことができる。

2 前項の要請を受けた場合は、乙は会員生協に対し必要な指示を行ない、積極的な支援活動を行うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙及び会員生協は、甲以外を事情区域とする生活協同組合との間での連携を強化し、生活協同組合相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制整備に努め、甲は乙に対して、これに必要な協力を行うものとする。

とする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲は、災害時にあたっては、町民に対し応急生活物資の配布場所、品目等も情報伝達に努め、乙及び会員生協はこれに協力するものとする。

2 甲、乙及び会員生協は、災害時にあたっては、被災地域、被災者、生活物資の供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲、乙及び会員生協は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第9条 乙は、災害時に会員生協の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲、乙及び会員生協はこの協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、必要に応じ、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲または乙が文書をもって廃止を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月21日

甲 朝日町大字宮宿 1115 番地  
朝日町長 氏 名

乙 山形市上柳 67-1  
山形県生活協同組合連合会  
会長理事 氏 名

寒河江市新山町 1-51-1  
協立社寒河江生協地域理事会  
議長 氏 名

## 七ヶ浜町、朝日町の災害時相互応援協定書

### (目的)

第1条 この協定は、相互友好の精神に基づき、宮城県七ヶ浜町（以下「甲」という。）と山形県朝日町（以下「乙」という。）のいずれかの町において災害が発生した場合や宮城県・山形県を含む広域的な災害が発生した場合において、甲乙が相互に応援する体制の整備に関する事項を定め、応急対策及び復旧対策常務の円滑かつ迅速に遂行できるよう、この協定を締結する。

### (応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必要物資の提供
- (2) 施設の復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他必要に応じた協力

### (応援の要請)

第3条 甲及び乙は、あらかじめ相互の応援に関する担当部局を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲または乙は、災害の発生により応援を受けようとする場合は、応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### (応援の実施)

第4条 甲又は乙は、応援を要請された場合は可能な限りこれに応ずるものとする。

- 2 甲及び乙は、大規模な災害により甲乙いずれも被災した場合においても、応急対策及び復旧対策について相互に協力するものとする。

### (自主的な応援活動)

第5条 甲又は乙は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、被災した相手方と連絡が取れない場合は、応援の要請を待たずに自主的に応援活動を実施することができるものとする。

### (指揮権)

第6条 応援を実施する町の職員（以下「職員派遣」という。）は、応援を要請した町長の指揮に基づき、応援活動を行うものとする。

### (費用の負担)

第7条 応援に要する費用の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応援を実施する町が所有する機械器具、車両等（以下この条において「機械器具等」という。）が当該応援活動により破損した場合における当該修理に要する費用及び機械器具等に係る燃料に関する費用(大量に調達する場合を除く。)並びに応援に派遣される職員の給与に係る費用は、応援を実施する町が負担するものとする。
- (2) 機械器具等が該当応援活動により滅失又は著しく破損した場合における当該修理に要する費用及び機械器具等に係る燃料に関する費用(大量に調達する場合を限る。)は、甲乙協議の上決定する。
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用は、原則として応援を要請した町が負担するものとする。

### (災害補償等)

第8条 派遣職員における当該応援活動に係る災害に対しては、応援を実施する町において地方公務員災害補償

法(昭和42年法律第121号)に基づき補償するものとする。

2 派遣職員が、応援を要した町長の指揮に基づき実施した応援活動中に第三者に損害を与えた場合の損害賠償は、その損害が応援の要請を受けた町への往復途中において生じたものを除き、原則として応援を要請した町が行うものとする。ただし、交通事故等における当該損害賠償の負担について甲又は乙が特に必要と認める場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の改定)

第9条 この協定の内容について、甲乙相互に必要と認める場合は、甲乙協議の上改定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲乙いずれかの町長から解約の申し出がない限り、継続するものとする。

(その他)

第11条 この協定書に定められた事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年9月25日

甲 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1  
七ヶ浜町長 氏名

乙 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地  
朝日町長 氏名

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 朝日町福祉会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、朝日町地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 朝日町大字四ノ沢 870 番地

名称 特別養護老人ホーム ふれあい荘

（協力の要請）

第3条 甲は、町避難所又は地区避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）があると認めるときは、乙に前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、家族等を要援護者とともに甲が当該要援護者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 乙が要援護者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、受入れの日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を7日の範囲内で延長することができるものとし、さらに甲がその期間の延長を必要と認める場合も同様とする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は避難所に避難したものとして算定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地  
朝日町長 氏名

乙 山形県西村山郡朝日町大字四ノ沢870番地  
社会福祉法人 朝日町福社会  
理事長 氏名

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）と株式会社東北福祉企画（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、朝日町地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 朝日町大字宮宿 1182-17

名称 めくひデイサービスセンター

（協力の要請）

第3条 甲は、町避難所又は地区避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）があると認めるときは、乙に前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、家族等を要援護者とともに甲が当該要援護者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 乙が要援護者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、受入れの日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を7日の範囲内で延長することができるものとし、さらに甲がその期間の延長を必要と認める場合も同様とする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は避難所に避難したものとして算定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年10月1日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地  
朝日町長 氏 名

乙 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1182-17  
株式会社東北福祉企画  
代表取締役 氏 名

## 災害時における生活物資の供給に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）とさがえ西村山農業協同組合 代表理事組合 古沢 明（以下「乙」という。）は、災害時における乙が取扱う生活物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝日町の区域内で地震、風水害等及びその他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、甲が実施する災害応急対策に対して、乙が生活物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請・協力）

第2条 甲は、災害時において生活物資を必要とするときは、乙に対し生活物資の優先的な供給を要請することができるものとする。この場合において、乙は可能な限り、甲に協力するものとする。

2 前項の要請は、生活物資供給要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

（供給物件）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 日用品
- (2) 食料品
- (3) 飲料水
- (4) その他甲が指定する物資

（運搬・引渡し）

第4条 生活物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙が運搬するものとする。

2 甲は、前項の指定する場所に職員を派遣し、生活物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙の納入した生活物資の代金を負担するものとする。この場合の生活物資の価格は、原則として災害発生時直前における適正な価格を基準とする。

（協定期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲または乙が文書をもって協定の解除の通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成26年3月14日

甲 朝日町大字宮宿1115番地  
朝日町長 氏 名

乙 寒河江市中央工業団地75番地  
さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 氏 名

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）と社会福祉法人朝日敬慎会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、朝日町地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 朝日町大字和合 422 番地 1

名称 盲特別養護老人ホーム 和合荘

（協力の要請）

第3条 甲は、町避難所又は地区避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）があると認めるときは、乙に前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、家族等を要援護者とともに甲が当該要援護者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 乙が要援護者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、受入れの日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を7日の範囲内で延長することができるものとし、さらに甲がその期間の延長を必要と認める場合も同様とする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は避難所に避難したものとして算定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年10月1日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地  
朝日町長 氏名

乙 山形県西村山郡朝日町大字和合422番地1  
社会福祉法人 朝日敬慎会  
理事長 氏名

## 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

朝日町（以下「甲」という。）と社会福祉法人朝日町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、朝日町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、朝日町地域防災計画に基づき、朝日町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙はセンターを設置するものとする。

- （1） 甲がセンターの設置の必要があると判断し、乙に要請した場合
- （2） 乙がセンターの設置の必要があると判断した場合。

2 センターの閉鎖は、竿顔の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

（センターの設置）

第3条 センターの設置場所は、災害等の状況により甲が確保するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターを設置する必要があると乙が認めたときは、乙の要請により、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第4条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターその他地域の各種団体等の協力の下に運営を行うものとする。

（協力の要請）

第5条 乙は、単独ではセンターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（連携および協力）

第6条 甲及び乙は、相互に協力・連携しながらセンターの設置、運営に関して、必要な業務を実施するものとする。

第7条 甲は、第3条第1項第1号の規定により、乙にセンターの設置を要請するときは日時、場所その他センターの設置に関し必要な事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の規定によりセンターを設置したとき、又は第2条第1項第2号の規定によりセンターを設置したときは、文書をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により報告し、後日文書をもって処理するものとする。

（センターの業務）

第8条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 災害ボランティアの受付
- （2） 災害ボランティアニーズの需給調整
- （3） 災害ボランティア活動の情報発信および受信
- （4） 災害ボランティア等の宿泊等受け入れ業務
- （5） 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
- （6） 朝日町災害対策本部等との連絡調整

(7) 災害ボランティア活動に係る支援募金活動

(8) その他災害ボランティア活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第9条 甲及び乙は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要となる資機材等を確保するものとする。

(費用負担)

第10条 第8条各号に規定する業務に関し、必要な費用負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第11条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用については、甲の負担とする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について、報告を求めることができる。

(正常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から、第8条各号に規定据え鶴業務について備えるとともに、関係機関及び卵形団体との間にネットワークを整備しておくものとする。

第14条 乙は、本協定に基づき、設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人朝日町社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了の日の3か月前までに、甲または乙から書面による協定の解除等の意思表示がない時は、1年間更新されるものとし、以後もこの例とする。

第16条 この協定の定めのない事項または、この協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自がその1通を所持するものとする。

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地  
朝日町副町長 氏名

乙 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地  
社会福祉法人 朝日町社会福祉協議会  
会長 氏名

## 災害時における物資供給に関する協定書

山形県西村山郡朝日町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 3 月 20 日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115  
朝日町長 氏 名

乙 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1  
NPO 法人 コメリ災害対策センター  
理事長 氏 名

## 災害時における応急対策用燃料（L Pガス）等の供給に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）と山形県L Pガス協会西村山支部朝日ブロック（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策用燃料（L Pガス）等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が朝日町内に発生したとき（以下「災害時」という。）、応急対策用燃料としてのL Pガス及びL Pガス用燃焼器具の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### （供給の要請）

第2条 甲は、災害時において、応急対策用燃料としてのL Pガス及びL Pガス用燃焼器具の確保を行う必要があると認めるときには、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し供給の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

- （1） 供給応援を必要とする品目名とその数量
- （2） 供給応援を必要とする場所
- （3） その他参考となる事項

### （供給の実施）

第3条 乙は、甲からの供給の要請を受けたときは、可能な範囲において通常業務に優先して供給を実施するものとする。

### （供給の報告）

第4条 乙は、前条の規定により供給を実施したときは、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- （1） 供給応援を実施した品目名とその数量
- （2） 供給応援を実施した場所
- （3） その他必要な事項

### （連絡責任者）

第5条 第2条の規定による供給の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲及び乙は連絡調整、指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれに報告しておくものとする。

### （経費の負担）

第6条 第3条の規定による供給のために要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議のうえ定める

ものとする。

(摘要)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年9月1日

甲 朝日町大字宮宿 1115 番地  
朝日町長 氏 名

乙 朝日町大字宮宿 1026 番地 40  
山形県LPガス協会西村山支部朝日ブロック  
代 表 氏 名

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 山形県社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、朝日町地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 朝日町大字大谷 1063 番地

名称 養護老人ホーム 明鏡荘

（協力の要請）

第3条 甲は、町避難所又は地区避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）があると認めるときは、乙に前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、家族等を要援護者とともに甲が当該要援護者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 乙が要援護者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、受入れの日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を7日の範囲内で延長することができるものとし、さらに甲がその期間の延長を必要と認める場合も同様とする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は避難所に避難したものとして算定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月1日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地  
朝日町長 氏名

乙 山形県山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人 山形県社会福祉事業団  
理事長 氏名

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

朝日町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)

第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

（利用者の誘導）

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導

に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(利用料金)

第10条 特設公衆電話の利用の開始から終了までの間の利用料及び第12条の規定による定期試験に係る利用料は、無料とする、

(設置場所の公開)

第11条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第12条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第13条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第14条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第15条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第16条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年4月7日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115

朝日町長 氏名

乙 山形県山形本町一丁目7番54号

東日本電信電話株式会社 宮城営業部

山形支店長 氏名

## 朝日町と朝日町内郵便局及び寒河江郵便局との包括連携協定

朝日町（以下「甲」という。）と朝日町内郵便局及び寒河江郵便局（以下「乙」という。）は、災害時における対応や地域の活性化に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応、地域の活性化及び町民サービスの向上等に資することを目的とする。

### （対象地域）

第2条 本協定により相互協力を行う対象地域は、乙が朝日町内で日常業務を遂行する範囲とする。

### （連携事項等）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（詳細は別紙に定める。）について、業務に支障のない範囲で、連携して取り組むものとする。

- （1） 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること。
- （2） 道路損傷等の情報提供に関すること。
- （3） 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること。
- （4） 不審者についての情報提供に関すること。
- （5） 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- （6） 地域の経済活性化に関すること。
- （7） 前各号に定めるもののほか、地域社会の活性化・町民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、第1項に掲げる連携事項を行った場合及び行うことができなかつた場合であっても、町民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

### （経費の負担）

第4条 前条第1項第1号に掲げる協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲又は乙からの文書による解除の申出がない場合には、その有効期間をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月12日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115

朝日町長

(署名) 氏名

乙 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1103-2

朝日町内郵便局代表

日本郵便株式会社 宮宿郵便局長

(署名) 氏名

山形県寒河江市丸内1-2-2

日本郵便株式会社 寒河江郵便局長

(署名) 氏名

## 災害時相互応援に関する協定

山形県朝日町、富山県朝日町、長野県朝日村、三重県朝日町（以下、「3町1村」という。）は、いずれかの町村において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、災害対策基本法第67条第1項に基づき被災町村の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品及び医療品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策、復旧に必要な物資並びに資材、機材及び器具の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び機器の提供
- (4) 応急対策、復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### （応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する町村は、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話又はその他手段により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの種類及び数量
- (3) 前条第4条に掲げるものの職種及び人数
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された町村は、極力これに応じるよう取り組むものとし、次に掲げる事項を応援を要請する町村に通報するものとする。

- (1) 派遣職員の職及び氏名
- (2) 搬入する資機材の種類及び数量
- (3) 出動日時
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援のため派遣された職員は、応援を要請した町村長等の指揮の下に行動するものとする。

### （維持管理）

第4条 要請した車両及び機器の維持管理については、応援を要請した町村が行うものとする。

### （経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を要請した町村及び応援を要請された町村が協議して定める。

3 応援を要請した町村が、前各項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した町村からの

申し出があった場合は、応援を要請された町村は一時立て替え支弁するものとする。

(災害補償)

第6条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を要請された町村の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に災害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を要請した町村がその賠償経費を負担する。ただし、応援職員の重大な過失により生じたものについては、職員を派遣した町村が賠償経費を負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条の規定による応援の手続きを円滑に行うため、各町村に連絡責任者をおくものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定成立の日から3年間とする。ただし、協定期間満了の日から1か月前までに、協定町村のいずれかからも協定有効終了の申し出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次3年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項については、3町1村が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本協定書を4通作成し、各町村長記名押印の上、各1通保有するものとする。

平成30年(2018年)3月27日

山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115

朝日町長 氏名

富山県下新川郡朝日町道下 1133

朝日町長 氏名

長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢 296-5

朝日村長 氏名

三重県三重郡朝日町大字小向 893

朝日町長 氏名

朝日町、西村山広域行政事務組合消防本部及び寒河江警察署  
における災害相互協力協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、朝日町（以下「甲」という。）、西村山広域行政事務組合消防本部（以下「乙」という。）及び寒河江警察署（以下「丙」という。）が、発災時における相互協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力等の種別)

第2条 本協定書において相互協力を要する事項は次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害による人命救助活動
  - (2) 多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動
  - (3) その他住民の生命、身体及び財産の保護に関し相互協力により事態対処の必要があると認める事項
- (連絡体制の確立)

第3条 各機関における連絡体制は、次によるものとする。

(1) 災害連絡担当者の設置

甲、乙及び丙（以下「3者」という。）は、災害対策に関する連絡担当者（以下「災害連絡担当者」という。）を設置し、事前に別記様式第1号（災害連絡担当者一覧表）に基づき、役職、氏名、連絡先について3者間で共有する。また、災害連絡担当者の不在、遠行等に早急な連絡を要することを想定し、複数の副災害連絡担当者を設置する。

(2) 夜間連絡体制の確立

災害連絡担当者のほか、執行時間外においても確実に連絡が取り合える各機関の窓口について、別記様式第2号（夜間連絡先）に基づき3者間で共有する。

(災害発生直後における職員派遣体制)

第4条 発災直後における関係機関職員の相互派遣に関しては、中央防災会議策定にかかる「防災基本計画」に基づき、迅速な情報共有を講じて被害規模の早期把握のために、甲災害対策本部に対し、乙及び丙から職員を派遣し、同派遣職員をオブザーバーとして同対策本部に参画することで、各機関が有する情報を提供し合い、効果的な情報共有を図るものとする。オブザーバーを含めた災害対策本部席次表は、別記様式第3号（各機関の災害対策本部席次表）により3者間で共有する。

(情報共有体制の確立)

第5条 甲は、乙及び丙に対して以下の情報を通知し、発災直後における住民の不安・混乱・発災に乗じた犯罪の発生の抑制に努めることとする。

- (1) 避難所の開設状況
- (2) 災害に関わらない者による不法投棄等が予想される廃棄物仮置場等
- (3) 自治体の決定に基づく災害被害の復旧に至らない要警戒箇所
- (4) その他時機を逸することのない災害に関する事項

(個人情報共有及び保護)

第6条 3者が共有する個人情報は、各機関が属する行政機関が定める個人情報保護規定に基づき保護するものとする。

(協議、改廃等)

第7条 この協定書を実効性あるか検証するとともに、改正し、又は廃止する場合は、3者間で協議して決定するものとする。

(保管)

第8条 この協定書の成立を証するため、正本3通を作成し、3者署名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定書は、令和3年1月21日から施行する。

甲 朝日町

町長 氏 名

乙 西村山広域行政事務組合消防本部

消防長 氏 名

丙 寒河江警察署

署長 氏 名

## 災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

山形県朝日町（以下「朝日町」という。）、山形三菱自動車販売株式会社（以下「山形三菱」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、朝日町内で自然災害、大規模停電その他町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、朝日町が山形三菱から受ける電動車両（以下「車両」という。）及び車両からの給電を行う装置（以下「給電装置」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 朝日町は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

### （協力要請方法）

第3条 前条の規定による協力要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

### （協力）

第4条 山形三菱は、朝日町からの協力要請があった場合には速やかに車両及び給電装置を確保し、可能な範囲内で朝日町に貸与するものとする。

- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送する
- 3 朝日町は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については朝日町及び山形三菱が協議して決定するものとする。

### （使用上の留意事項）

第5条 朝日町は、山形三菱から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 朝日町内において使用する。
- (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をする。

### （賠償および保険）

第6条 車両及び給電装置の使用又は協力要請中に発生した損害の賠償については次のとおりとする。

- (1) 事故等により、朝日町及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害

に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、朝日町及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。

- (2) 前号の場合において、朝日町が賠償責任を負う場合の車両の保険適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、朝日町が負担するものとする。
- (3) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が、補償責任を負うものとする。
- (4) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については朝日町及び山形三菱が協議し決定するものとする。

#### (実績報告)

第7条 山形三菱は、本協定第4条1項の規定により車両及び給電装置を貸与したときは、次に掲げる事項を記載した書面を朝日町に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及び車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。ただし貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は朝日町の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、朝日町及び山形三菱が協議して決定するものとする。

#### (費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算定に当たっては、災害時等の直前における適正価格を基準として朝日町及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

#### (費用の支払)

第10条 朝日町は、第8条ただし書の費用について山形三菱から請求があったときは延滞なくこれを山形三菱に支払うものとする。

#### (連絡責任者)

第11条 朝日町及び山形三菱は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

#### (通知)

第12条 朝日町は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形三菱に通知するものとする。

#### (実施細目)

第13条 本協定を実施するために必要な事項については、朝日町及び山形三菱が協議の上実施細目で定めるものとする。

#### (協議)

第14条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるものの他、朝日町及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに朝日町又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、朝日町及び山形三菱が記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年 7月12日

朝日町

山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115

朝日町長 氏名

山形三菱

山形三菱山形県山形市五十鈴3丁目1番6号

山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長 氏名

## 災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

(協力要請書)

第2条 協定第3条に規定する協力要請書（以下「要請書」という。）は、様式1のとおりとする。

(要請連絡先)

第3条 要請等の手続きに係る朝日町及び山形三菱の窓口については、次のとおりとする。

① 朝日町

連絡先

朝日町 総務課

電話 (0237) 67-2111

FAX (0237) 67-2117

② 山形三菱

第1連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 本社

電話 (023) 631-3030

FAX (023) 631-7982

第2連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 寒河江店

電話 (0237) 86-2460

FAX (0237) 86-2157

(引渡し場所)

第4条 協定第3条第6号に規定する引渡し場所に変更があったときは、朝日町はその都度これを山形三菱に届け出ることとする。

(実績報告書)

第5条 協定第7条に規定する実績報告書は、様式2のとおりとする。

附則

この実施細目は、令和3年7月12日から効力を生じるものとする。

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）とオーリンク株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、朝日町地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 朝日町大字宮宿 320 番地の6

名称 グループホームあさひ

（協力の要請）

第3条 甲は、町避難所又は地区避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）があると認めるときは、乙に前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、家族等を要援護者とともに甲が当該要援護者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 乙が要援護者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、受入れの日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を7日の範囲内で延長することができるものとし、さらに甲がその期間の延長を必要と認める場合も同様とする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下

「物資」という。)を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は避難所に避難したものとして算定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年11月1日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地  
朝日町長 氏名

乙 山形県山形市北町3丁目8番20号  
オーリンク株式会社  
代表取締役 氏名

## 朝日町とヤマト運輸株式会社との連携と協力に関する協定書

朝日町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、朝日町の活性化に向けて相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進すべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組むよう努める。

- (1) 物流・人流の活性化に関すること
- (2) 災害対策に関すること
- (3) 地域の福祉に関すること
- (4) 安全・安心な地域づくりに関すること
- (5) 地域の活性化・魅力発信及び観光振興に関すること
- (6) 町産品の国内外への販路拡大に関すること
- (7) 環境維持・保全に関すること
- (8) 人材育成に関すること
- (9) その他ヤマトグループと朝日町が協働して取り組む地域の活性化に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、連絡、調整及び情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催するよう努めるものとする。

3 甲は、本協定の趣旨に賛同した企業、団体等と乙の連携・協力について、支援を行うものとする。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかの特段の申し出がなければ1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

（本協定にない事項）

第3条 本協定に定めるもののほか、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年8月8日

甲 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115

朝日町

朝日町長 氏 名

乙 山形県山形市上柳 48-1

ヤマト運輸株式会社

山形主管支店長 氏 名

### 朝日町災害年表

年 号	種 類	月 日	概 要
昭和 5 年	火 災	4. 5	西船渡大火 19 棟焼失
昭和 9 年	火 災	5. 21	立木大火 20 棟焼失
昭和 21 年	火 災	9. 8	送橋大火 18 棟焼失
昭和 29 年	伝 染 病		赤痢患者 31 名発生 (死者 3 名)
昭和 30 年	火 災	4. 3	和合 (宿) 住宅 1 棟全焼
		4. 14	一ツ沢住宅 3 棟全焼
昭和 31 年	大 雨	7. 17	強風を伴った大雨で町内河川が氾濫、耕地農作物に被害、死者 1 名 (梁 7 ヶ所流出) 被害額 14, 670 千円
	火 災	3. 29	杉山住宅 1 棟全焼
		3. 30	送橋住宅 1 棟全焼
昭和 32 年	火 災	”	松原住宅 1 棟全焼、1 棟部分焼
		6. 21	常盤住宅 2 棟、倉庫 4 棟全焼
	大 雨	7. 7	集中豪雨により床上浸水 9 戸、床下浸水 230 戸耕地、農作物に甚大な被害
	火 災	4. 13	西町住宅 3 棟外全焼
昭和 33 年	火 災	10. 3	能中住宅 1 棟全焼
		12. 13	四ノ沢住宅 1 棟全焼
		12. 15	栄町 (医師住宅) 1 棟全焼
昭和 37 年	火 災	4. 2	水本住宅 1 棟外全焼
		10. 3	雪谷住宅 1 棟外全焼
昭和 38 年	火 災	2. 1	大谷住宅 1 棟全焼
		3. 26	白倉住宅 1 棟全焼
		5. 28	水本住宅 1 棟全焼

年 号	種 類	月 日	概 要
昭和38年	火 災	6.17	西船渡住宅1棟全焼
		8.30	八ツ沼住宅1棟全焼
		10.13	常盤（赤釜）住宅1棟全焼
昭和39年	火 災	2.24	杉山住宅1棟外全焼
	伝 染 病	4.	赤痢患者144名発生。町防疫対策本部を設置
	地 震	6.16	新潟地震発生。新潟、山形、秋田三県に被害 （マグニチュード7.7）
昭和40年	火 災	1.23	太郎住宅1棟外全焼（死者1名）
		1.24	雪谷住宅1棟全焼
		7.29	大滝住宅1棟全焼
		11.4	今平住宅1棟全焼
	異常気象 （冷 害）		春以来の天候不順により各地の農作物に被害発生
昭和41年	火 災	6.3	送橋住宅1棟全焼
	交通事故	7.15	木川地内でダンプ朝日川に転落、死者7名
昭和42年	大 雨	8.28	県中南部に局地的な集中豪雨があり、最上川が氾濫し甚大な被害 （死者1名、倒壊、流出家屋22棟）
昭和43年	火 災	7.9	真中住宅1棟全焼
昭和44年	降 雹	6.14	大豆くらいの大きさの雹が30分にわたり降り果樹、野菜などに被害
	火 災	2.15	杉山住宅1棟全焼
		9.9	宇津野住宅1棟全焼
		9.13	助ノ巻住宅1棟全焼
昭和45年	火 災	3.9	杉山住宅1棟全焼
	降 雹	7.30	小指大の降雹があり、果樹、たばこなど被害
	火 災	9.3	前田沢住宅1棟全焼、作業小屋1棟全焼

年 号	種 類	月 日	概 要
昭和46年	火 災	3.18	助ノ巻住宅1棟全焼
	凍 霜 害		4月から5月にかけて異常低温に見舞われ、果樹などに被害
	水難事故	8.13	最上川舟下り中の法政大学生が雪谷地内の通称三階滝付近で遭難事故、死者2名
昭和49年	豪 雪	1.29	冬型気圧配置が長く続き大雪となり果樹等に被害 町豪雪対策本部設置
	火 災	6. 6	住宅1棟、作業小屋1棟全焼
		12.20	元町製材工場外全焼（被害額21,355千円）
昭和50年	火 災	1.29	太郎製材工場、タイル工場、事務室兼住宅1棟全焼 （被害額27,970千円）
		2.10	太郎（石田淵）住宅1棟、タバコハウス1棟全焼
		5. 4	栄町住宅1棟全焼
	突 風 （降雹）	6. 9	16時30分頃西船渡地内で竜巻が発生し屋根全破壊外8棟が被害、 負傷者1名、降雹により農作物に被害
	火 災	7.29	大暮山（滝ノ沢）住宅1棟全焼、養蚕ハウス1棟全焼
昭和51年	火 災	3.25	真中住宅1棟全焼
	ガス爆発	5.10	午前9時52分頃、古楨地内で工事が進められていた最上川中 流農業水利事業西部幹線トンネル工事第2工区でガス爆発事故 発生し、死者9名、重傷者1名、付近の住宅の窓ガラス雨戸な どに被害 10時50分、町事故対策本部を設置
	火 災	5.16	宇津野山林火災
		5.27	新宿山林火災
	冷 害	7.	春先から低温が続く、山間部の水稻などの農作物に被害
	豪 雨	8. 6	8月5日から降り続いた大雨により、最上川、朝日川を中心に 中・小河川が増水し、負傷者2名、床浸水6棟をはじめ住宅、道 路、農地及び農作物に大きな被害 町豪雨災害対策本部設置
地すべり	8.14	前田沢地内で地すべり発生し住宅1棟全壊	

年 号	種 類	月 日	概 要
昭和52年	山くずれ	3.25	八ツ沼地内で住宅裏山がくずれ、住宅1棟が被害 (被害額 500 千円)
	強 風	4.28	太郎、立木地区を中心に突風が吹き土蔵の屋根が全壊するなどの被害 (被害額 1,180 千円)
	火 災	12. 6	立木作業小屋1棟全焼
昭和53年	大 雪	52年末 ~2月	昭和52年豪雪 12月末から降り出し、住宅、作業小屋の屋根の破損が続出、果樹なども被害、八ツ沼で雪降ろし作業中に転落1名死亡 町豪雪対策本部を設置
	火 災	5.14	大谷住宅1棟、物置小屋1棟全焼
	地 震	6.12	宮城県沖地震 (住宅の一部に被害を受けた。)
	大 雨	6.26	河川が氾濫し、農地及び農作物等に被害 (被害額 10,488 千円)
昭和54年	暴 風	3.31	3月30日夜半から31日午前中にかけて東北地方をおそった低気圧による強風は近年になく猛威をふるい町内各地でも住宅損壊など5億2千万円の被害、住宅全壊1棟、半壊27棟、部分壊296棟外 町暴風災害対策本部を設置
	火 災	4.19	助ノ巻で大火、住宅全焼2棟、部分焼1棟、作業小屋全焼6棟、部分焼1棟外 (被害額 17,248 千円)
	大 雨	7.29	沢内方面を中心に農地、農作物に被害 (被害額 4,110 千円)
	水難事故	8.16	和合地内の最上川で遊泳中の県外1名溺死
	強 風	10. 1	台風16号の接近により果樹等に被害 (被害額 6,800 千円)
		10.20	台風20号の接近により果樹等に被害 (被害額 36,940 千円)
	火 災	12.30	栗木沢作業小屋1棟全焼 (被害額 5,260 千円)
昭和55年	大 雪	1.31~	大雪による被害が発生 町雪害対策本部を設置
	大 雨	8.26	低気圧の影響で大雨による道路損壊外被害
	火 災	9.20	大谷作業小屋1棟全焼 無火災記録265日でストップ

年 号	種 類	月 日	概 要
昭和 55 年	火 災	10. 3	立木住宅外ハウス等 2 棟全焼 (被害額 3, 122 千円)
		10.24	長沼住宅 1 棟全焼 (被害額 2, 787 千円)
	異常気象 (低温)		水稻、果樹等農作物に被害 (被害額 354, 600 千円) 9 月 1 日、町農作物異常気象対策本部を設置
昭和 56 年	大 雪	1. 6	昭和 56 年豪雪 12 月末から断続的に雪が降り続き、各地に雪害が発生 町豪雪対策本部を設置
		1.31	西町で雪降ろし作業中 1 名死亡
	火 災	1. 6	夏草住宅 1 棟、便所 1 棟全焼
		4.30	前田沢製材事務所 1 棟全焼
		5. 6	松原物置小屋 1 棟全焼
		9.19	宇津野物置小屋 2 棟全焼
		11.12	真中住宅 1 棟半焼
昭和 57 年	土砂崩れ	3.16	2 月中旬からの融雪より立木地内町道で土砂崩れが発生し、通行不能
	火 災	3.22	本町店舗併用住宅 1 棟 (2 世帯) 全焼、店舗併用住宅 1 棟半焼、 焼死者 1 名 (被害額 44, 643 千円)
	降 雹	6.19~21	6 月 9 日から 21 日にかけて大気が不安定な日が続き連日降雹があり、 農作物に被害
		6.21	17 時過ぎ古槇、送橋、水本地区で降雹があり農作物に被害
	大 雨	9.12	台風 18 号の接近に伴い、午後から大雨になり水本地区内で土砂崩れ
昭和 58 年	火 災	6. 5	送橋住宅 1 棟全焼
	降 雹	6.30	14 時頃から 17 時頃にかけて村山地方で強い雷雨があり、町内では 降雹があり農作物に被害
昭和 59 年	大 雪	2. 9	昭和 59 年豪雪 1 月末より降り続いた雪で小屋 1 棟、物置 2 棟全壊 町豪雪対策本部を設置
	火 災	5.19	大暮山 (飯森山) 山林火災 70a 焼失

年 号	種 類	月 日	概 要
昭和59年	火 災	5. 28	送橋（区有林）山林火災 10a 焼失
		9. 1	下芦沢住宅 1 棟全焼
昭和60年	火 災	1. 9	大谷 7 粧坂多目的集会施設 1 棟半焼
		3. 5	本町店舗兼住宅（寿司店） 1 棟全焼
		5. 4	大谷（初月山）山林火災 17. 4ha 焼失
		6. 2	大谷住宅 2 棟全焼、住宅 4 棟部分焼
		11. 5	栗木沢住宅 1 棟全焼
昭和61年	火 災	4. 12	大町飲食店 1 棟半焼
		5. 5	和合平山林火災 30a 焼失、30 年杉 100 本焼失
昭和62年	火 災	4. 28	大暮山（飯森山）山林火災 1. 6ha 焼失、松（3 年）2, 800 本焼失
		6. 19	送橋作業小屋 2 棟全焼
	群発地震	8. 15 ~8. 21	朝日鉱泉付近を中心に、立木・太郎地区から白鷹町・大江町にかけて 15 日~21 日で合計 9 回の有感地震が発生、白鷹観測所の記録では無感地震も含め期間中 99 回観測
	火 災	11. 29	八ツ沼作業小屋 1 棟全焼
平成元年	火 災	7. 24	和合果樹流通センター（低温倉庫）半焼
平成2年	火 災	1. 18	杉山作業小屋 1 棟全焼、葉たばこ 100Kg 焼失
		1. 26	西町住宅 1 棟部分焼（死者 1 名）
		2. 10	新宿住宅 1 棟全焼、物置及び作業小屋 1 棟部分焼
	融 雪	2. 23	一ツ沢水源地向いが山腹崩壊し、西部地域が 400 世帯 65 時間断水
	竜 巻	4. 8	立木地区で約 20 分間吹き荒れ、1 棟の茅葺き屋根吹き飛ばされ、窓ガラス 2 枚割れる被害
平成3年	融 雪	1. 28	町道大暮山線の山腹が崩壊し、土砂及び落石が道路に堆積し、遮断されたため当分の間全面通行止め
	豪 雨	7. 21 ~7. 22	7 月 20 日から降り始めた大雨が 23 日まで続き、町内各所に住宅、農地、農作物に被害

年 号	種 類	月 日	概 要
平成3年	豪 雨	7.21 ~7.22	長沼では住宅裏に大規模な地滑りが発生し、住宅及び小屋に被害
	火 災	9. 5	大谷製材所1棟全焼
	強 風	9.28	台風19号により建物、果樹等の農作物被害（被害額 約7億円）
平成4年	大 雨	10.13	台風21号により県道（下芦沢地内）山腹崩壊、全面通行止め
	暴 風	12.13	朝日自然観内のレンタルスキーハウス1棟全壊外
平成5年	火 災	4.18	和合住宅1棟及び物置2棟全焼、住宅2棟部分焼
	強 風	4.18	下芦沢住宅1棟部分壊
	火 災	11. 8	古楨住宅1棟半焼
平成6年	火 災	4. 7	元町住宅1棟全焼
	大 雨	9.30	台風26号による大雨のため水本地内の老朽ため池決壊
	融雪及び 大 雨	12. 9	5日からの降雪と7日の大雨により、大船木地区の主要地方道長井大江線法面崩壊し、全面通行止め
	火 災	12.28	今平住宅1棟全焼、住宅及び小屋1棟部分焼、焼死者1名
平成7年	火 災	4. 1	太郎（石田淵）住宅1棟部分焼、焼死者1名
	大 雨	7. 9 ~7.12 8.10	梅雨前線豪雨により一ツ沢導水管破裂、農林道崩壊、10日未明からの大雨により主要地方道長井大江線（川通地内）の法面崩壊外、農地及び農業用施設に被害
	火 災	8.15	長沼作業小屋1棟全焼
		10.21	大谷メリヤス工場1棟全焼
暴 風	11. 8 ~11.9	町内全域の果樹（リンゴ）に甚大な被害（被害額 59,100千円）	
平成8年	大 雪	2. 5	1月29日から降り続いた大雪によりぶどう棚倒壊2.2ha、ハウス倒壊6棟、樹木の幹折れはじめ大きな被害
	火 災	4.20	栗木沢集荷場1棟全焼
	降 雹	7. 3	3日朝、激しい雷雨に伴い降雹がありリンゴなどの農作物被害リンゴ76ha、タバコ4haなど（被害額293,000千円） 町降雹被害対策本部を設置

年 号	種 類	月 日	概 要
平成9年	火 災	1. 4	大谷畜舎1棟全焼
	豪 雨	6.28 ~6.29	台風8号により床下浸水3棟、農地冠水4ha、道路災害92か所、 外避難指示2世帯（被害総額306,644千円） 町豪雨災害対策本部を設置
平成10年	火 災	1.14	栗木沢農作業小屋1棟全焼
	大 雨	8. 6 ~8. 7	床下浸水12棟、農地流失0.8ha、道路被害98か所、避難指示3世 帯（被害総額298,590千円） 町豪雨災害対策本部を設置
		8.30	8月27日から降り続いた大雨により町内各所に大きな被害、ため 池決壊（中沢）、道路災害11か所外（被害総額76,106千円）
		9.17	台風5号による大雨のため道路欠所、県道白滝宮宿線（立木地 内）全面通行止め
平成11年	火 災	4.21	大沼林野火災45a焼失
		8. 7	和合平住宅1棟全焼
	大 雨	9.15	豪雨により道路災害等発生
平成12年	大 雪	11年12月 ~3月	12月からの大雪により住宅6棟の茅葺き屋根損壊
	山腹崩壊	4.11	主要地方道長井大江線（川通地内）山腹崩壊で全面通行止め 4月12日に道路沿いの稲荷神社御神体移設作業
	大 雨	7. 5	住宅床下浸水数箇所、住宅裏法面崩壊1か所、農地冠水数箇所被害
	強 風	12.19	住宅2棟・小屋2棟・土蔵1棟の屋根一部損壊
平成13年	大 雪	1.5 ~3.3	除雪作業中の事故により軽傷2名、重傷1名、住宅一部破損6 棟、小屋全壊1棟、小屋屋根一部破損9棟 町豪雪害対策本部を設置
	竜 巻	5.17	農作業小屋の屋根トタン（9.6m×6.7m）が吹き飛ばされる
平成14年	大 雪	1.8 ~1.25	除雪作業中の事故により重傷1名、住宅一部破損1棟
	強 風	3.21	住宅屋根一部損壊1棟、小屋一部損壊2棟
	大 雨	7.11	台風6号により農道法面崩壊2か所、町道路肩崩壊2か所、町道 法面崩壊3か所、町道山腹崩壊3か所、三中地内準用河川・滝ノ 沢川護岸欠壊、県道山腹崩壊、送橋地内石積崩壊、田冠水4か所

年 号	種 類	月 日	概 要
平成 15 年	大 雪	2. 10	除雪作業中の事故により軽傷 1 名 町豪雪対策本部を設置
平成 16 年	大 雪	2. 9	小屋一部破損 1 棟、小屋全壊 1 棟
	大 雨	7. 10	県道白滝宮宿線土砂崩れ、2 棟床下浸水、小屋一部破損 1 棟
	大 雨	7. 17	梅雨前線に停滞に伴う豪雨により水田冠水 66a、果樹冠水 206a、常盤地内最上川護岸欠所大沼地内がけ崩れ、三中丙地内地滑り
平成 17 年	大 雨	7. 20	農道山腹崩壊 1 か所、水路・畑崩落 1 か所、水田崩落 2 か所
	大 雪	12. 15 ~12. 29	除雪作業中の事故により重傷 4 名、軽傷 1 名
平成 18 年	大 雪	1. 5 ~1. 29	平成 18 年豪雪 除雪作業中の事故により重傷 2 名、軽傷 1 名、非住家全壊 3 棟 町豪雪対策本部を設置
平成 21 年	大 雪	1. 18	除雪作業中の事故により軽傷 1 名
	火 災	6. 27	太郎作業小屋、住宅 1 棟全焼
		8. 17	大谷農作業小屋全焼
	大 雪	12. 19 12. 22	雪作業中の事故により重傷 1 名、軽傷 1 名
平成 22 年	大 雨	7. 10	床下浸水 3 棟、小屋床下浸水 1 棟、国道 287 号線（宮宿～上郷）土砂崩れ、県道三中地内土砂崩れ、町道土砂崩れ 3 か所、町道路肩欠損、農道路肩兼 6 か所、農道山腹崩壊 2 か所、水田畦畔崩壊 18 か所、水田土砂流入 50a、水田冠水 10a、畑冠水 1 a 町豪雨対策本部を設置
平成 23 年	大雪	1. 11 2. 5	除雪作業中の事故により軽傷 4 名、住宅一部損壊 1 棟、小屋全壊 2 棟
平成 24 年	大雪	2. 4 ~2. 14	除雪作業中の事故により重傷 1 名軽傷 2 名、住宅一部損壊 3 棟、小屋一部損壊 1 棟
	強風	4. 4	住宅一部損壊 5 棟、小屋一部損壊 7 棟、空家一部損壊 2 棟（屋根トタンの剥離）
平成 25 年	火災	2. 25	住宅 1 棟全焼
	大雨	7. 18 ~7. 27	住宅床下浸水 6 棟、小屋等床下浸水 5 棟 町豪雨災害対策本部を設置

年 号	種 類	月 日	概 要
平成 25 年	大 雪	12. 16	除雪作業中の事故により重傷 1 名
平成 26 年	大 雪	1. 3 ~2. 24	除雪作業中の事故により重傷 4 名、小屋全壊 1 棟、小屋半壊 1 棟 町豪雨災害対策本部を設置
平成 27 年	強 風	5. 13 5. 14	ビニールハウスの農産被害 7 棟、住宅一部損壊 1 棟、小屋一部損壊 1 棟
	火 災	10. 22	小原小屋 1 棟全焼
平成 29 年	強 風	4. 19	強風により住宅一部損壊 8 棟、小屋一部損壊 7 棟
平成 30 年	大 雪	2. 2	除雪作業中の事故により軽傷 1 名
	強 風	3. 1	強風により住宅一部損壊 3 棟、小屋一部損壊 8 棟、公共建物一部損壊 4 棟、倉庫一部損壊 2 棟
令和 2 年	火 災	4. 26	八ツ沼住宅 1 棟全焼
	大 雨	7. 28 7. 29	令和 2 年 7 月豪雨 住宅床上浸水 1 棟、床下浸水 15 棟、住宅付近土砂災害 14 件 小屋床上浸水 11 棟、空家床上浸水 3 棟 小屋土砂崩れ全壊 3 棟、半壊 3 棟、一部損壊 1 棟、土砂災害 1 棟 公共建物床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟、敷地内土砂流入 1 棟 町道冠水 1 か所、山腹崩壊 14 か所、側溝越水 2 か所、土砂崩れ 3 か所、法面崩壊 5 か所、路肩欠損 7 か所 県道土砂崩れ 7 棟、土砂流入 1 か所、路肩欠損 1 か所 国道土砂崩れ 2 か所、冠水 1 か所 助ノ巻川護岸欠損 1 か所、送橋川護岸損壊 3 か所、堤防崩れ 2 か所 農産物被害面積 32. 3ha、農産物被害額 24, 438 千円（施設・機械含む）、農地・水路・農道・ため池・作物被害 249 件 町豪雨災害対策本部を設置
	大 雪	12. 19 12. 27	除雪作業中の事故により死亡 1 名、重傷 1 名 町豪雪対策本部を設置
令和 3 年	大 雪	1. 14 ~2. 15	除雪作業中の事故により死亡 1 名、軽傷 2 名、小屋全壊 4 棟、小屋一部損壊 2 棟、農林被害 14 件、510a（被害額 90, 100 千円） 町豪雪対策本部を設置

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土石流

番号	大字	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
1	水本	上芦沢	H18/03/28	第 256 号	H18/03/28	第 257 号	山辺町、朝日町
2	水本	若クルマ沢	H18/03/28	第 256 号	H18/03/28	第 257 号	山辺町、朝日町
3	水本	出口沢	H18/03/28	第 256 号	H18/03/28	第 257 号	
4	水本	山下沢	H18/03/28	第 256 号			
5	大船木	ナベヤキ沢	R2/03/24	第 187 号			
6	中沢	中沢	H19/04/03	第 348 号			
7	新宿	新宿沢	H19/04/03	第 348 号			
8	玉ノ井丁	北沢	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
9	新宿	中の沢	H19/04/03	第 348 号			
10	立木	下沢	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
11	古槇	松ヶ沢	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
12	四ノ沢	三ノ沢	H19/04/03	第 348 号			
13	新宿	月ノ木沢	H19/04/03	第 348 号			
14	新宿	烏泊沢	H19/04/03	第 348 号			
15	宮宿	杉ノ原沢	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	
16	今平	今平沢	H20/01/29	第 85 号			
17	上郷	畑倉沢	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
18	上郷	杣沢	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
19	上郷	塩水沢	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
20	大滝	上大滝沢	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
21	大滝	大滝沢	H20/01/29	第 85 号			
22	宮宿	裏の沢	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
23	今平	沢ノ上沢	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
24	大滝	八峯沢	H20/01/29	第 85 号			
25	大船木	大淀沢	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
26	上郷	沢の入沢 2	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	

番号	大字	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
27	送橋	十本木沢	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
28	下芦沢	本南沢	H20/07/01	第 624 号			
29	下芦沢	上野沢-1	H20/07/01	第 624 号			
30	下芦沢	上野沢-2	H20/07/01	第 624 号			
31	立木	寺沢	H20/07/01	第 624 号			
32	太郎	日の沢	H20/07/01	第 624 号			
33	太郎	雨沼沢	H20/07/01	第 624 号			
34	太郎	鹿の子沢	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
35	太郎	小鉢沢	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
36	太郎	太郎沢	H20/07/01	第 624 号			
37	太郎	沢入沢	H20/07/01	第 624 号			
38	下芦沢	蒲沢	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
39	下芦沢	堂ノ上沢 1	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
40	下芦沢	堂ノ上沢 2	H20/07/01	第 624 号			
41	下芦沢	入水沢	H20/07/01	第 624 号			
42	杉山	沢の入沢 1	H20/07/01	第 624 号			
43	杉山	針生沢	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
44	石須部	伊勢鉢沢	H22/01/29	第 79 号			
45	水本	撰待沢	H28/03/18	第 297 号	H28/03/18	第 304 号	山辺町、朝日町
46	水本	檜実沢	H28/03/18	第 297 号	H28/03/18	第 304 号	山辺町、朝日町
47	水本	上芦沢	H28/03/18	第 297 号	H28/03/18	第 304 号	山辺町、朝日町
48	宮宿	山居沢	R2/03/24	第 187 号			
49	上郷	中畑沢	R2/03/24	第 187 号			
50	上郷	宇津野沢	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	
51	太郎	センノ沢	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	
52	和合	前坂沢	R2/03/24	第 187 号			
53	上郷	組板倉沢	R2/12/18	第 846 号	R2/12/18	第 847 号	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

地すべり

番号	大字	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
1	大暮山	大暮山-1	H20/07/01	第 624 号			
2	大暮山	大暮山-2	H20/07/01	第 624 号			
3	立木	立木 2-1	H20/07/01	第 624 号			
4	立木	立木 2-2	H20/07/01	第 624 号			
5	杉山	杉山 2-1	H20/07/01	第 624 号			
6	杉山	杉山 2-2	H20/07/01	第 624 号			
7	大船木	大舟木 3-1	H20/07/01	第 624 号			
8	大船木	大舟木 3-2	H20/07/01	第 624 号			
9	大船木	大舟木 3-3	H20/07/01	第 624 号			
10	大船木	大舟木 3-4	H20/07/01	第 624 号			
11	上郷	上郷-1	H20/07/01	第 624 号			
12	上郷	上郷-2	H20/07/01	第 624 号			
13	上郷	上郷-3	H20/07/01	第 624 号			
14	白倉	白倉-1	H20/07/01	第 624 号			
15	白倉	白倉-2	H20/07/01	第 624 号			
16	白倉	白倉-3	H20/07/01	第 624 号			
17	立木	立木	H20/07/01	第 624 号			
18	太郎	石田淵 2	H20/07/01	第 624 号			
19	大沼	大沼-1	H20/07/01	第 624 号			
20	大沼	大沼-2	H20/07/01	第 624 号			
21	下芦沢	下芦沢-1	H20/07/01	第 624 号			
22	下芦沢	下芦沢-2	H20/07/01	第 624 号			
23	下芦沢	下芦沢-3	H20/07/01	第 624 号			
24	送橋	送橋	H20/07/01	第 624 号			
25	古槇	古槇 2-1	H20/07/01	第 624 号			
26	古槇	古槇 2-2	H20/07/01	第 624 号			

番号	大字	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
27	古楨	古楨 2-3	H20/07/01	第 624 号			
28	送橋	中堀	H20/07/01	第 624 号			
29	古楨	古楨 3	H20/07/01	第 624 号			
30	送橋	十本木	H20/07/01	第 624 号			
31	大谷 馬神 玉ノ井	粧坂	H22/01/29	第 79 号			
32	大暮山	大暮山-3	H22/01/29	第 79 号			
33	石須	石須部-1	H22/01/29	第 79 号			
34	石須	石須部-2	H22/01/29	第 79 号			
35	長沼	長沼	H22/01/29	第 79 号			
36	和合	前山	H22/01/29	第 79 号			
37	太郎	二渡	H27/12/15	第 1042 号			
38	大船木	大舟木 4-1	H27/12/15	第 1042 号			
39	大船木	大舟木 4-2	H27/12/15	第 1042 号			朝日町、白鷹町
40	大船木	大舟木 4-3	H27/12/15	第 1042 号			
41	大暮山	滝ノ沢	H27/12/15	第 1042 号			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊

番号	大字	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
1	古楨	古楨-1	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
2	古楨	古楨-2	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
3	水本	堰口	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	山辺町、朝日町
4	三中	沢田-1	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
5	三中	沢田-2	H19/04/03	第 348 号			
6	三中	沢田-3	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
7	三中	沢田-4	H19/04/03	第 348 号			
8	三中	御所山-1	H19/04/03	第 348 号			
9	三中	御所山-2	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
10	三中	御所山-3	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
11	常盤	夏草	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
12	松程	下道	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
13	大谷	秋葉山	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
14	玉ノ井丁	川通	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
15	三中	木戸口-1	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
16	三中	木戸口-2	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
17	常盤	イシウ 2	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
18	水本	上芦沢 1-1	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
19	水本	上芦沢 1-2	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	山辺町、朝日町
20	水本	上芦沢 2	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	山辺町、朝日町
21	新宿	久保田	H19/04/03	第 348 号	H19/04/03	第 356 号	
22	三中	高田 1	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
23	三中	高田 2	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
24	新宿	新宿 1	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
25	新宿	新宿 2	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
26	新宿	新宿 3	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	

番号	大字	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
27	新宿	新宿 4	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
28	今平	上方	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
29	宮宿	本町	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
30	宮宿	西町 1	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
31	宮宿	西町 2	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	
32	三中	山屋 1	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
33	三中	山屋 10	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	
34	三中	山屋 11	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
35	三中	山屋 12	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
36	三中	山屋 13	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
37	三中	山屋 2	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
38	三中	山屋 3	H20/01/29	第 85 号			
39	三中	山屋 4	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	
40	三中	山屋 5	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
41	三中	山屋 6	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
42	三中	山屋 7	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
43	三中	山屋 8	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
44	三中	山屋 9	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
45	三中	滑田	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	
46	常盤	イシウ 1	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
47	常盤	田中 1	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
48	常盤	田中 2	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
49	大滝	南	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
50	常盤	常盤	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
51	常盤	須ノ瀬 1	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
52	常盤	須ノ瀬 2	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	
53	大滝	大畑 1	H20/01/29	第 85 号			
54	大滝	大畑 2	H20/01/29	第 85 号	H20/01/29	第 89 号	

番号	大字	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
55	大滝	大滝1	H20/01/29	第85号	H20/01/29	第89号	
56	大滝	大滝2	H20/01/29	第85号	H20/01/29	第89号	
57	宮宿	宮宿1	H20/01/29	第85号	H20/01/29	第89号	
58	宮宿	宮宿2	H20/01/29	第85号	H20/01/29	第89号	
59	上郷	松原	H20/01/29	第85号	H20/01/29	第89号	
60	宮宿	助ノ巻	H20/01/29	第85号	H20/01/29	第89号	
61	大暮山	森越	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
62	太郎	猫石	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
63	大船木	大船木1	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
64	杉山	杉山1-1	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
65	杉山	杉山1-2	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
66	杉山	杉山1-3	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
67	送橋	和田1-1	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
68	送橋	和田1-2	H20/07/01	第624号			
69	送橋	和田1-3	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
70	送橋	塩平	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
71	送橋	和田2	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
72	下芦沢	経塚1	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
73	下芦沢	経塚2	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
74	上郷	下宇津野	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
75	大暮山	大暮山-1	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
76	大暮山	大暮山-2	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
77	立木	日ノ沢-1	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
78	立木	日ノ沢-2	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
79	太郎	曲淵-1	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
80	太郎	曲淵-2	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
81	太郎	ダンの腰	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	
82	太郎	石田淵1-1	H20/07/01	第624号	H20/07/01	第625号	

番号	大字	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
83	太郎	石田淵 1-2	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
84	太郎	寺ノ裏	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
85	太郎	平田	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
86	下芦沢	宮ノ下	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
87	下芦沢	上野	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
88	水本	西山	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
89	上郷	宇津野-1	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
90	上郷	宇津野-2	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
91	上郷	宇津野-3	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
92	大船木	大船木 2	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
93	大船木	大淀	H20/07/01	第 624 号	H20/07/01	第 625 号	
94	石須部	石須部	H22/01/29	第 79 号	H22/01/29	第 81 号	
95	和合	川前	H22/01/29	第 79 号	H22/01/29	第 81 号	
96	大滝	大畑 3	H23/04/26	第 405 号	H23/04/26	第 406 号	
97	大滝	南 2	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	
98	三中	獅子穴	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	
99	三中	稲窪	R2/03/24	第 187 号	R2/03/24	第 188 号	

山腹崩壊危険地区

番号	位 置		保安林等 ※	治山事業進 捗状況	公 共 施 設 等					道 路
	大 字	字			人 家 50 戸 以 上	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以 下	(道路除 く) 公 共 施 設	
1	中 沢	浦 山	無	無		13			1	町
2	大 暮 山	鹿 路	土流	無						町
3	玉ノ井丁	坂	無	無			8		1	県
4	太 郎	壇の上	無	無		11			1	県
5	立 木	松 平	無	無				1		県
6	松 程	上ノ山	無	無						町
7	上 郷	俎板倉	無	無				3		国
8	宮 宿	杉ノ原	無	無		11				国
9	送 橋	松 保	無	無				4		県
10	送 橋	折当り	土崩	無				4		町
11	下 芦 沢	堂ノ上	無	無			5			県
12	下 芦 沢	大天山	無	無			7		1	県
13	下 芦 沢	前の山	無	無				4	1	町
14	水 本	上ノ平	無	無				3		町
15	水 本	沢ノ入	無	無				2		県
16	水 本	山 下	無	無		10			1	県
17	大 谷	高 野	土崩	概成					1	県

※土流：土砂流出防備保安林

土崩：土砂崩壊防備保安林

崩壊土砂流出危険地区

番号	位 置		保安林等 ※	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					道路
	大 字	字			人 家 50 戸 以 上	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以 下	(道路除く) 公共施設	
1	大 船 木	大船木沢	土崩	無						県
2	松 程	クミカ峠	土流	一部概成						県
3	太 郎	曲 淵	土流	概成			7			県
4	太 郎	沢 口	土流	一部概成				4		県
5	三 中 甲	八 ッ 沼	水かん	概成		42			1	県
6	大 沼	荒 沢 口	土流	一部概成		14				県
7	玉ノ井丁	南	有	一部概成			6		1	県
8	杉 山	馬 乗 場	無	一部概成						国
9	上 郷	深 沢	無	無				1		国
10	新 宿	鳥 泊 り	土流	一部構成		10				町
11	新 宿	久 保 田	土流	構成		41				町
12	新 宿	楯	土流	構成		29			1	町
13	宮 宿	大 沢 口	土流	一部構成		14			1	国
14	古 楨	佐 惣	無	無						県
15	送 橋	折 当 り	土崩	概成			6		1	町
16	送 橋	新セキ下	土流	一部概成				4	1	町
17	送 橋	和 田	土崩	概成				3		県
18	古 楨	佐 惣	無	無						町
19	和合元大隅	前 原	土流	概成						県
20	太 郎	滝ノ沢	無	無						農
21	和 合	釜 山	土崩	一部概成						農
22	石 須 部	鎌 沢	土流	概成				4		林

番号	位 置		保安林等 ※	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
	大 字	字			人家 50 戸 以上	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路
23	立 木	ノボト	土流	概成				2		農
24	立 木	仲通り	土流	概成		13			1	町
25	太 郎	道 陸	無	無						県
26	太 郎	道 陸	無	無						県
27	大 暮 山	北 平	無	無				1		県
28	三 中 丁	山 田	有	一部概成		12			1	町
29	宮 宿	三ノ沢	無	一部概成						県

※土流 : 土砂流出防備保安林

土崩 : 土砂崩壊防備保安林

水かん : 水源かん養保安林

### 地すべり危険地区

番号	位 置		保安林等	地滑り 指定区 域指定	治山 事業 進捗 状況	公 共 施 設 等					
	大 字	字				人家 50 戸 以上	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路
1	玉ノ井	長 根	無	無	無						農
2	立 木	芳沼山	無	無	無						県
3	仲屋敷	仲屋敷	無	無	無						町
4	太 郎	二 渡	無	無	無		49				県
5	石須部	板 東	無	無	無						林
6	大 暮 山	滝ノ沢	無	無	無				4		県

## 雪崩危険箇所

番号	大字	危険箇所名	雪崩危険斜面面積 m <sup>2</sup>	雪崩縦断斜面延長 m	雪崩横断斜面延長 m
1	大暮山	大暮山	10800	48	210
2	玉ノ井	上ノ台	16900	110	220
3	中沢	中沢	16150	85	180
4	立木	立木(2)	35420	220	18
5	石須部	石須部	42000	194	280
6	太郎	石田渕	80750	444	360
7	太郎	猫石	5840	60	80
8	太郎	前小路	37800	195	180
9	常盤	天神前	3600	17	190
10	大舟木	大舟木	117600	240	420
11	杉山	杉山(1)	12350	80	170
12	杉山	杉山(2)	11500	90	150
13	杉山	杉山(3)	5840	53	90
14	常盤	水口	10320	30	220
15	常盤	イシウ(1)	3900	23	140
16	常盤	イシウ(2)	11340	70	14
17	常盤	夏草	11520	60	190
18	三中	八ツ沼(1)	9350	85	120
19	三中	八ツ沼(2)	18400	98	15
20	三中	滑田	15010	60	190
21	川通	川通	72500	205	270
22	雪谷	雪谷	16000	183	240
23	宮宿	西町	8250	28	100
24	宮宿	助の巻	6300	20	200
25	宮宿	本町	2498	12	140
26	新宿	新宿(1)	22250	65	280
27	新宿	新宿(2)	10800	60	180

番号	大字	危険箇所名	雪崩危険斜面面積 m <sup>2</sup>	雪崩縦断斜面延長 m	雪崩横断斜面延長 m
28	大滝	大滝 (1)	7705	57	120
29	上郷	下宇津	30600	127	240
30	上郷	上宇津	74250	234	290
31	上郷	上郷	19680	112	220
32	上芦沢	堰上	48670	135	350
33	下芦沢	下芦沢 (1)	12700	115	115
34	下芦沢	下芦沢 (3)	41500	144	144
35	下芦沢	下芦沢 (4)	8500	65	13
36	送橋	送橋 (1)	8800	84	120
37	送橋	送橋 (2)	11960	45	290
38	送橋	送橋 (3)	7665	65	220
39	送橋	送橋 (4)	16606	150	12
40	古槇	古槇	13520	84	140
41	古槇	下平	18120	130	150
42	大舟木	大淀	28800	206	110
43	今平	上方	25120	135	170
44	大滝	大滝 (2)	12000	60	200
45	立木	石畑	13050	71	160
46	立木	立木 (3)	8280	77	140
47	送橋	送橋 (5)	4200	60	70
48	送橋	送橋 (6)	13800	115	120
49	水本	水本	18760	134	140
50	大滝	大滝 (3)	11700	130	90
51	三中	元能中	1640	41	40

## 医療機関の状況

### 救急告示病院（西村山地域）

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
朝日町立病院	朝日町大字宮宿 843 番地	67-2125	内・外・眼・整
寒河江市立病院	寒河江市大字寒河江字塩水 80 番地	86-2101	内・外・整・皮・眼
県立河北病院	河北町谷地字月山堂 111 番地	73-3131	内・神内・疼内・小児・外・整・ 脳外・皮・泌・産婦・眼・耳・ 放・リハ
西川町立病院	西川町大字海味 581 番地	74-2211	内・外・小児・整

### 医療機関（朝日町内）

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
朝日町立病院	朝日町大字宮宿 843 番地	67-2125	内・外・眼・整
多田医院	朝日町大字宮宿 2305 番地の 2	67-2330	内・神内・放・リハ
安達医院	朝日町大字宮宿 1111 番地の 1	67-2226	内・小児
石見歯科医院	朝日町大字宮宿 1164 番地の 1	67-2042	歯科
宮宿歯科医院	朝日町大字宮宿 1119 番地の 2	67-3195	歯科

### 応急給水補給水利施設

NO	施設名	配水池容量 (m <sup>3</sup> )	連絡先	電話番号	備考
1	曲瀧配水池	300	建設水道課	67-3570	無人
2	西部配水池	300	〃	〃	〃
3	大滝配水池	48	〃	〃	〃
4	八ツ沼配水池	100	〃	〃	〃
5	高田長沼配水池	50	〃	〃	〃
6	豊龍配水池	1,540	〃	〃	〃
7	四ノ沢配水池	50	〃	〃	〃
8	沢内配水池	123	〃	〃	〃
9	和合平配水池	20	〃	〃	〃
10	大谷配水池	500	〃	〃	〃
11	杉山配水池	50	〃	〃	〃
12	白倉配水池	50	〃	〃	〃
13	大沼配水池	50	〃	〃	〃
14	大暮山配水池	88	〃	〃	〃

### 応急給水資機材

NO	資機材名	数量	所在地	電話番号
1	飲料水用ポリ缶 20L 容器	18 個	水道事業倉庫 (前田沢)	67-3570
2	飲料水用ポリ缶 10L 容器	70 個	〃	〃
3	飲料水貯水槽 1,000L	1 基	〃	〃
4	〃 500L	2 基	〃	〃

町指定給水装置工事事業者

NO	事業者名	住所	電話番号
1	株式会社白田鉄工所	朝日町大字大谷 1394	68-2405
2	有限会社ミネタ	朝日町大字宮宿 1026-36	67-2214
3	浅井鉄工所	朝日町大字宮宿 1240	67-2168
4	株式会社マルイチ	朝日町大字宮宿 600-7	67-2201
5	大東建設株式会社	朝日町大字宮宿 777-1	67-3101
6	村山建設株式会社	朝日町大字宮宿 190	67-3135
7	株式会社佐藤電機	朝日町大字宮宿 1135-10	67-2176
8	株式会社安藤商店	寒河江市大字寒河江字高田三丁目 126-1	86-5010
9	芳賀水道株式会社	寒河江市大字八楯 1447-1	87-2003
10	株式会社村建	寒河江市中央一丁目 3-5	85-5677
11	大栄設備工業株式会社	山形市城西町 1-1-9	023-644-3135
12	大盛設備株式会社	寒河江市大字島 60	85-2036
13	橋本商事株式会社	河北町大字吉田 939 番地の 1	73-2323
14	有限会社矢口設備	河北町谷地己 116 番地の 1 号乙地	72-5162
15	サラヤ株式会社	寒河江市本楯三丁目 150 番地の 1	86-2002
16	高田設備	白鷹町大字中山 1009	0238-87-2301
17	白鷹配管工業	白鷹町大字鮎貝 1244-1	0238-87-2131
18	野口工業株式会社	天童市鎌田一丁目 14 番 1 号	023-654-2711
19	株式会社中央設備	大江町大字本郷己 24 番地の 1	62-3812
20	株式会社石山設備	寒河江市大字寒河江乙 514 番地の 1	86-4056
21	株式会社西山設備	大江町大字本郷丁 28 番地の 12	83-4188
22	林建設株式会社	大江町大字左沢 328 番地	62-5111
23	有限会社原田住宅設備	中山町大字長崎字新町 247-1	023-662-3370
24	株式会社最上設備	大江町大字本郷丁 28 番地の 1	62-2931
25	有限会社平泉設備工業	山形市天神町 2023 番地	023-681-1371
26	株式会社藤倉設備	川西町大字黒川 325 番地	0238-42-3366
27	株式会社吉田工業所	山形市陣場南 13 番 36 号	023-684-9451

NO	事業者名	住所	電話番号
28	フタバ設備置賜土木株式会社	長井市緑町9番72号	0238-84-3032
29	株式会社イナムラ	大江町大字本郷丙606-5	62-5155
30	ダイゴ建設株式会社	寒河江市大字日和田916番地の1	87-1539
31	株式会社クラシアン	山形市緑町3-3-22	023-634-0181
32	有限会社スマイル設備	寒河江市寒河江五反21-1	85-1523
33	株式会社山形銅鉄設備工業	山形市西田一丁目3番24号	023-643-4242
34	アベ設備	朝日町大字三中甲757-24	67-3245
35	有限会社天童住宅設備	天童市柏木町二丁目6番21号	023-654-5729
36	株式会社出羽工務所	山形市流通センター3-6-3	023-664-0956
37	有限会社安部設備	高島町大字山崎265番地-7	0238-57-2069
38	株式会社Otias	東根市大字若木字七窪5555番地-8	0237-47-4884
39	有限会社菅原設備工業	東根市中央東三丁目4番20-1号	0237-42-2326
40	黒澤建設工業株式会社	山形市花楸二丁目9番21号	023-623-4222
41	有限会社サガミ	河北町谷地字月山堂424-1	73-3106
42	株式会社イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3 イースマイルビル	06-7739-2525
43	山住設備株式会社	山形市中桜田3丁目9-18	023-622-1188
44	株式会社西村工場	山形市銅町一丁目6番32号	023-622-2325
45	株式会社西浦工業	寒河江市大字高屋字上屋敷42番地6	86-0360
46	東洋設備工業株式会社	山形市砂塚6番地1	023-643-1650

ごみ、し尿処理施設及び運搬車両

名 称	ごみ処理施設		ごみ運搬車両		し尿処理施設		し尿運搬車両	
	設置数	一日能力	台数	積載量	設置数	一日能力	台数	積載量
クリーンセンター	3	30t / 5h 50t /24h 50t /24h			1	6.3kl/24h	2	6.3kl×1 3.0kl×1
五百川清掃 長岡しん			4	2 t×2 4.8 t×1 0.35 t×1				
朝日清掃 鈴木高光							3	1.8kl×1 3.7kl×2
(有)宮宿衛生社 浅岡清二郎			5	2 t×1 2.5 t×1 3.9 t×1 4.8 t×1 3.05 t×1 10.35 t×1			5	2.7kl×1 3.7kl×3

ため池一覧

番号	名称	所在地	堤体諸元				受益面積 (h a)	管理者 団体名 氏名	連絡先 (休日・夜間)	整備年
			型式	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千t)				
1	衣 沢	大字大谷 字滑ノ股	アースダム 傾斜コ型	12	60	80	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1975	
2	馬 神	大字馬神 字馬 神	アースダム 均一型	23.3	85	1,244	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1986	
3	長谷地第2	大字水本 字長谷地	アースダム 中心コ型	7	90	30	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1950	
4	仲 丸	大字大谷 字 仲 丸	アースダム 均一型	2.7	25	35	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1875	
5	西 山	大字中沢 字 西 山	アースダム 均一型	13.3	26.5	24	中 沢 区 長 鈴木 秀夫	68-2759	1845	
6	龍 神	大字和合 字 川 前	アースダム 傾斜コ型	4	94.5	9	和合堰水利組合 (和合連合区) 菅井 安博	67-2812	1984	
7	杉の原	大字大滝 字八ツ峯沢	アースダム 中心コ型	11.9	58	9	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1948	
8	オボケ田	大字松程 字オボケ田	アースダム 均一型	9.4	27	25	沼/平水利組合 布施栄五郎	67-3425	1927	
9	堀 切	大字松程	アースダム 中心コ型	9	72.8	16	沼/平水利組合 布施栄五郎	67-3425	1950	
10	菅 沼	大字松程 字 菅 沼	アースダム 均一型	3	9	4	沼/平水利組合 布施栄五郎	67-3425	1875	
11	槇 木	大字松程 字 真 木	アースダム 傾斜コ型	5	91	6	沼/平水利組合 布施栄五郎	67-3425	1905	

番号	名称	所在地	堤体諸元				受益面積 (ha)	管理者 団体名 氏名	連絡先 (休日・夜間)	経過年数 (年)
			型式	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千t)				
12	大沢口	大字宮宿 字大沢口	アースダム 中心コア型	12	35	11	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1977	
13	中の沢第1	大字新宿 字中ノ沢	アースダム 中心コア型	7.7	62	11	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1990	
14	中の沢第2	大字新宿 字中ノ沢	アースダム 均一型	4.6	45	10	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1923	
15	八ツ沼	大字三中 字八ツ沼	コンクリート式 ダム	6	36.2	170	八ツ沼区 阿部 吉雄	67-3860	1950	
16	大隅	大字和合 字北又	アースダム 均一型	4	3	9	和合連合区 菅井 浩	67-2142	1875	
17	釜山第1	大字和合平 字釜山	アースダム 均一型	5	100	30	和合平水利組合 高橋 敏朗	67-7019	1965	
18	釜山第2	大字和合平 字釜山	アースダム 均一型	4.5	150	12	和合平水利組合 高橋 敏朗	67-7019	1855	
19	釜山第3	大字和合 字根合田	アースダム 均一型	3	10	7	和合平水利組合 高橋 敏朗	67-7019	1855	
20	古槇	大字和合平 字釜山	アースダム 均一型	6.2	132	13	和合平水利組合 高橋 敏朗	67-7019	1905	
21	長沼	大字長沼 字浦	アースダム 中心コア型	4.5	100	35	長沼区 長岡 謙一	67-7081	1945	
22	高田	大字三中 字境ノ腰	アースダム 均一型	6.9	21	8	高田区 高山 文男	67-3850	1982	
23	本能中第1	大字三中 字本能中	アースダム 均一型	2.5	18.5	1.2	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	不明	
24	本能中第2	大字三中 字上ノ山	アースダム 均一型	13	31.5	1.8	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	不明	
25	水無沢	大字大谷 字西野々	アースダム 均一型	7.5	50	15	内林水利組合 白田 甲子郎	68-2685	不明	

番号	名称	所在地	堤体諸元				受益面積 (ha)	管理者 団体名 氏名	連絡先 (休日・夜間)	経過年数 (年)
			型式	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千t)				
26	弥八台第1	大字大谷 字弥八台	アースダム 均一型	8	79.3	20	㈱宝フリート 営業部長 野口 智之	023-653-3110 023-651-2711	明治時代	
27	弥八台第2	大字大谷 字弥八台	アースダム 均一型	5.5	76	8	㈱宝フリート 営業部長 野口 智之	023-653-3110 023-651-2711	明治時代	
28	新田の沼	大字松程 字沼ノ平	アースダム 均一型	1.2	80	5	筒尻水利組合 鈴木 敏広	67-7319	1994	
29	猿田	大字大谷 字猿田	アースダム 均一型	9.9	70.5	18	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1991	
30	内林	大字大谷 字西野々	アースダム 均一型	5.1	64	20	内林水利組合 白田 甲子郎	68-2685	不明	
31	東山第1	大字中沢 字東山	アースダム 均一型	6.7	39	4	中沢区 鈴木 秀夫	68-2759	不明	
32	東山第2	大字中沢 字東山	アースダム 均一型	4	17.5	2	中沢区 鈴木 秀夫	68-2759	不明	
33	東山第3	大字中沢 字東山	アースダム 均一型	4	17	1	中沢区 鈴木 秀夫	68-2759	不明	
34	西堤	大字大谷 字堤山	アースダム 傾斜コア型	11.5	49	17	朝日町土地改良区 阿部 政直	67-3616	1996	

救助用・水防資機材一覧

消防庁貸与資機材車両

資機材名	仕 様	数量	備 考
充電池電動式油圧コンビツール	オグラ OCT-300	1	
エンジンカッター	ハスクバーナ K760	1	
チェーンソー	ハスクバーナ 400e II	1	
油圧ジャッキ	許容荷重：頭部5トン、 爪部2トン 揚程：113mm	1	
可搬ウィンチ	X-5 最大牽引力 500 kg	1	
救命胴衣	TV-41	6	
布担架	ANS20	1	
応急措置セット	QB-2A	1	20人用構成
救命浮環	NS-39-II	1	
フローティングロープ	長さ：約20m、呼称：12mm	1	
携帯用コンクリート破壊器具	本体重：4.6 kg、本体長：638mm	1	

防災備蓄倉庫

資機材名	仕 様	数量	備 考
土のう袋		560	
水ピタ	N型（真水用） 高分子吸水ポリマー	100	
スコップ		17	
救命胴衣	TKW-3B	15	
折りたたみ担架	ANS24	5	

町有車両一覧

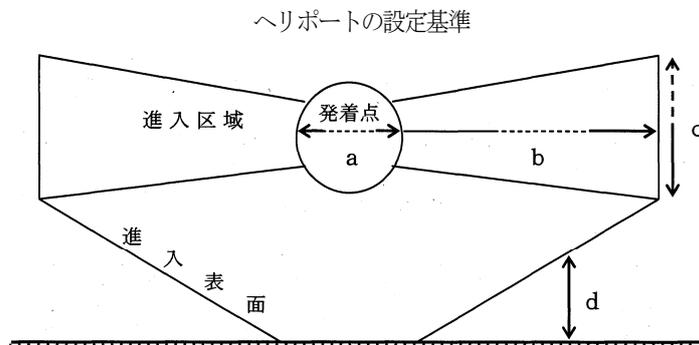
主管課	登録番号	車名	乗車定員	備考
総務課	山形 332 み 1115	トヨタ クラウンアスリート	5	町長車
〃	山形 480 せ 2464	スズキ	4	軽バン 中部公民館(創遊館)
〃	山形 480 か 7674	スズキ	2	軽トラック 西部公民館
〃	山形 480 せ 2465	スズキ	4	軽バン 北部公民館
〃	山形 300 ふ 8186	トヨタ ハイエース	10	
〃	山形 501 も 430	トヨタ ヤリス	5	
〃	山形 501 せ 2019	トヨタ フィット	5	
〃	山形 300 の 7323	トヨタ プリウス	5	
〃	山形 501 も 8322	ニッサン セレナ	8	日赤車
〃	山形 581 あ 400	スズキ ワゴンR	4	
〃	山形 480 き 9454	スズキ	2	軽トラック
〃	山形 800 す 3097	トヨタ ハイエース	5	指令車
〃	山形 88 す 20	いすゞ エルフ	5	役場消防車
〃	山形 200 さ 792	トヨタ コースター	29	マイクロバス
政策推進課	山形 300 の 7350	トヨタ ハイエース	10	デマンドタクシー あいのり号1号車
〃	山形 300 の 7351	トヨタ ハイエース	10	〃 あいのり号2号車
〃	山形 300 の 7352	トヨタ ハイエース	10	〃 あいのり号3号車
〃	山形 300 の 7353	トヨタ ハイエース	10	〃 あいのり号4号車
〃	山形 300 ひ 6195	トヨタ ハイエース	10	〃 あいのり号5号車
〃	山形 501 て 5277	トヨタ ラッシュ	5	広報車
〃	山形 200 は 191	いすゞガーラミオ	45	山形直行バス1号車
〃	山形 200 さ 1638	三菱ローザ	29	山形直行バス2号車
健康福祉課	山形 480 そ 6766	スズキ エブリイ	4	
〃	山形 580 の 5095	ダイハツ ミライース	4	
〃	山形 501 す 9506	ニッサン ウイングロード	5	あさひ保育園 支援車
〃	山形 501 つ 2080	スズキ ソリオ	5	配食車

主管課	登録番号	車名	乗車定員	備考
健康福祉課	山形 580 き 7419	ダイハツ アトレーワゴン	5	リフト付き軽自動車
〃	山形 200 は 172	ミツビシふそうローザ	37	あさひ保育園 通園バス①
〃	山形 200 は 177	日野 リエッセⅡ	34	〃 通園バス②
〃	山形 200 さ 1289	日野 リエッセⅡ	29	
農林振興課	山形 501 と 9039	トヨタ ラッシュ	5	
建設水道課	山形 11 そ 6991	トヨタ ハイラックス	5	融雪剤散布車
〃	山形 500 も 5822	トヨタ カローラフィールダー	5	水道車
〃	山形 100 す 2341	トヨタ キャブオーバー	3	水道車
〃	山形 800 さ 8522	トヨタ ラッシュ	5	
〃	山形 400 そ 5517	いすゞトラック	3	
〃	山形 40 よ 8129	スズキ	2	軽トラック
〃	山形 300 む 3335	ニッサン エクストレイル	5	
町立病院	山形 581 あ 40	スズキ アルト	4	訪問リハビリ車
〃	山形 300 ま 3071	スバル XV	5	訪問診療車
〃	山形 580 さ 1820	スバル ステラ	4	訪問看護車
〃	山形 580 に 6929	スバル ステラ	4	訪問リハビリ車
〃	山形 800 さ 1611	トヨタ ノア	4	患者移送車
〃	山形 580 む 9991	ホンダ N-WGN	4	訪問看護車
教育委員会	山形 300 み 6503	スバル インプレッサ	5	
〃	山形 200 は 152	いすゞ ガーラミオ	45	スクールバス
〃	山形 200 さ 1109	トヨタ コースター	26	スクールバス
〃	山形 200 さ 1213	ヒノ リエッセ	26	スクールバス
〃	山形 200 さ 881	トヨタ コースター	26	スクールバス
〃	山形 200 さ 1637	ミツビシ ローザ	25	スクールバス
〃	山形 200 さ 1789	ミツビシ ローザ	29	スクールバス

## 災害対策用臨時ヘリポート設定基準

ヘリコプターは、風に向かって約 12 度の上昇角、降下角で離着陸するものであることから、ヘリポートの設定については、次のことを十分考慮する必要がある。

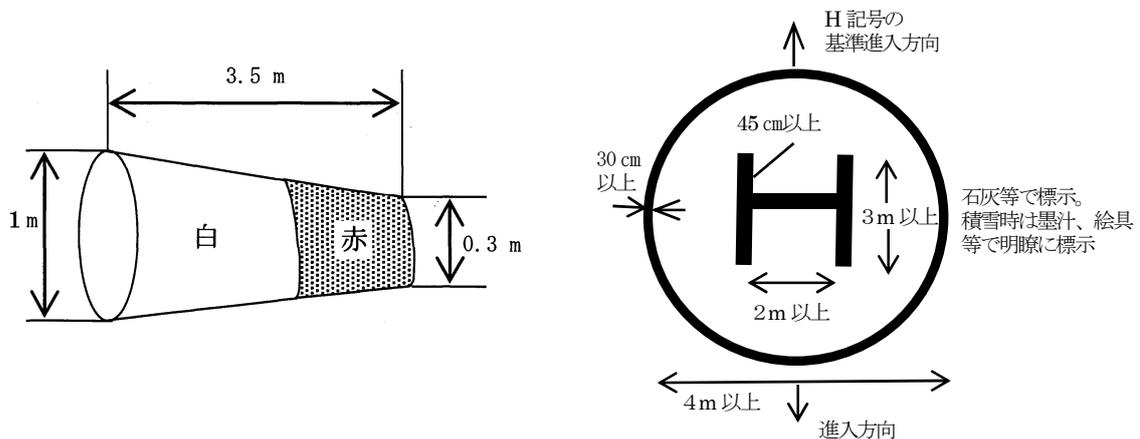
- (1) 仰角 9 度の線上 400m 幅 20m にわたって障害物がないこと。
- (2) 地面は堅固で傾斜 6 度以内であること。
- (3) ヘリポートの近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、または旗をたてること。
- (4) 離着陸時は風圧等により危険があるので、人を接近せしめないようにすること。
- (5) 着陸地点には、石灰等を用いて H の記号を標示して着陸中心を示すこと。
- (6) 物資を輸送する場合は、とう載量を超過しないため重量計を準備すること。



ヘリコプター発着点の所要地積

	a (m)	b (m)	c (m)	d (度)
中全 (中型全日)	75	400	75	9
中昼 (中型昼のみ)	50	400	50	9
小全 (小型全日)	45	400	15	12
小昼 (小型昼のみ)	30	400	15	12

風の方向が分かるようにヘリコプターの近くに吹き流しを立てる。標準寸法は図のとおりである。



## 災害対策用臨時ヘリポート

### ■ヘリコプター発着場所

施設名称	所在地	面積 (㎡)	ヘリポートの状況	緊急車の到着時間
緑が丘公園	宮宿 345-1	11,000	中型ヘリ昼間発着可能	2分
西部地区総合運動場	常盤へ 241-1	10,000	中型ヘリ昼間発着可能	6分
大谷地区運動公園	大谷 1697-23	10,000	中型ヘリ昼間発着可能	9分

国県道橋梁一覧

橋梁名	路線名	設置箇所	橋長(m)	幅員(m)	橋梁種類	架設年	現況
日陰ノ沢橋	国道287号	上郷	60.00	7.00	トラス(鋼) St	S48	
日陰ノ沢橋 歩道橋	国道287号	上郷	75.00	2.50	H型鋼桁(鋼) Sh	S63	
岩坂橋	国道287号	四ノ沢	42.40	16.50	桁橋(ボス騰) Pog	H19	
大隅橋	国道287号	大隅	8.6	16.50	カルバート(RC) Kc	H15	
明鏡橋	国道287号	大隅	115	16.5	アーチ(Rc) Ka	H17	
川前橋	国道287号	和合	3.70	17.95	カルバート(RC) Kc	H13	
今平沢橋	長井大江線	今平	5.00	9.00	カルバート(RC) Kc	S58	
太平橋	長井大江線	今平	137.8	9.00	ラーメン(ボス騰) Pr	H22	
崩沢橋	長井大江線	大船木	8.00	7.00	カルバート(RC) Kc	S58	
新大舟木沢橋	長井大江線	大船木	15.45	5.00	鈹桁(鋼) Sg	S43	
大船木橋	長井大江線	大船木	136.0	6.00	ローゼ(鋼) Slo	S55	
大船木沢橋	長井大江線	松程	12.9	4.50	桁橋(Rc) Kg	S36	
小舟木沢橋	長井大江線	大船木	24.00	7.0	床版橋(プレートン) Ps	H25	
松程橋	長井大江線	松程	30.00	10.00	鈹桁(鋼) Sg	S61	
朝日川橋	長井大江線	常盤	47.50	10.00	鈹桁(鋼) Sg	S61	
旭橋	長井大江線	夏草	12.46	10.00	床版橋(プレートン) Ps	H6	
夏草橋	長井大江線	常盤	3.20	10.00	カルバート(RC) Kc	H6	
瀬音橋	長井大江線	夏草	75.00	8.50	桁橋(プレートン) Pg	H10	
滑田橋	長井大江線	三中	2.30	8.50	カルバート(RC) Kc	H6	
能中橋	長井大江線	三中	40.00	8.25	鈹桁(鋼) Sg	H2	
川通橋	長井大江線	玉ノ井	13.56	8.34	床版橋(プレートン) Ps	S56	
高野橋	長井大江線	大谷	40.50	8.50	桁橋(ボス騰) Pog	H11	
大蕨沢橋	山形朝日線	送橋	51.50	8.00	鈹桁(鋼) Sg	H1	

橋 梁 名	路 線 名	設置箇所	橋長(m)	幅員(m)	橋梁種類	架設年	現 況
和 田 橋	山 形 朝 日 線	送 橋	15.05	7.60	H型鋼桁(鋼) Sh	S47	
古槓1号橋	山 形 朝 日 線	古 槓	19.60	7.00	H型鋼桁(鋼) Sh	S50	
古槓2号橋	山 形 朝 日 線	古 槓	19.55	7.00	H型鋼桁(鋼) Sh	S50	
水 尻 橋	左 沢 浮 島 線	大暮山	18.10	7.00	桁橋(ブレン) Pg	S60	
大 沼 橋	左 沢 浮 島 線	大 沼	24.87	0.60	桁橋(RC) Kg	S40	
新五百川橋	宮 宿 浮 島 線	三 中	160.00	11.00	トラス(鋼) St	S58	
表 橋	宮 宿 浮 島 線	三 中	2.00	7.50	カルバート(RC) Kc	S50	
足毛沼橋	宮 宿 浮 島 線	三 中	6.30	4.50	床版橋(ブレン) Ps	S50	
三ノ沢橋	中山三郷寒河江線	水 本	5.00	4.50	床版橋(RC) Ks	S44	
上河原橋	中山三郷寒河江線	水 本	6.00	4.50	床版橋(RC) Ks	S44	
河 前 橋	中山三郷寒河江線	下芦沢	5.90	4.50	床版橋(ブレン) Ps	S44	
中 野 橋	中山三郷寒河江線	下芦沢	9.80	5.00	床版橋(RC) Ks	S44	
上 野 橋	中山三郷寒河江線	下芦沢	6.30	4.50	床版橋(ブレン) Ps	S42	
要 害 橋	中山三郷寒河江線	下芦沢	5.30	4.50	床版橋(RC) Ks	S42	
沢 内 橋	中山三郷寒河江線	送 橋	23.00	5.25	桁橋(ブレン) Pg	S42	
古槓新橋	中山三郷寒河江線	古 槓	11.90	3.30	桁橋(RC) Kg	S44	
団 栗 橋	白 滝 宮 宿 線	立 木	4.40	5.50	床版橋(RC) Ks	S46	
柳沢第1橋	白 滝 宮 宿 線	立 木	27.00	7.00	鈹桁(鋼) Sg	S49	
柳沢第二橋	白 滝 宮 宿 線	立 木	10.60	7.00	鈹桁(鋼) Sg	S49	
螢 沢 橋	白 滝 宮 宿 線	立 木	24.00	7.00	鈹桁(鋼) Sg	S48	
三 吉 橋	白 滝 宮 宿 線	立 木	18.60	7.00	鈹桁(鋼) Sg	S48	
毒 沢 橋	白 滝 宮 宿 線	立 木	24.50	7.00	鈹桁(鋼) Sg	S49	
大石沢橋	白 滝 宮 宿 線	立 木	14.00	5.50	H型鋼桁(鋼) Sh	S46	
木 川 橋	白 滝 宮 宿 線	立 木	8.60	5.50	桁橋(RC) Kg	S45	

橋 梁 名	路 線 名	設置 箇所	橋長 (m)	幅員 (m)	橋梁種類	架設 年	現 況
ヨシガリ橋	白滝宮宿線	立木	2.30	4.20	カルバート(RC) Kc	S61	
おぞの橋	白滝宮宿線	立木	6.40	5.90	床版橋(RC) Ks	S16	
六郎橋	白滝宮宿線	立木	50.0	0.60	桁橋(RC) Kg	S32	
吾郎橋	白滝宮宿線	立木	2.90	6.00	カルバート(RC) Kc	S62	
朝日橋	白滝宮宿線	立木	30.0	2.80	アーチ(RC) Ka	S14	6t 制限
日の沢橋	白滝宮宿線	立木	6.04	7.00	床版橋(プレテン) Ps	S63	
鹿ノ子沢橋	白滝宮宿線	立木	3.20	6.60	アーチ(石) Ma	S15	
風切橋	白滝宮宿線	太郎	6.60	9.60	床版橋(RC) Ks	S32	
常盤橋	白滝宮宿線	太郎	3.20	8.00	床版橋(RC) Ks	S32	
太郎橋	白滝宮宿線	太郎	54.00	13.50	床版橋(ホステン) Pos	H 8	

町道橋梁一覽

橋 梁 名	路 線 名	設 置 場 所	橋 長	幅 員				建 設 年 次
				車道	歩道	路肩	計	
中 堀 橋	作 谷 沢 線	下 芦 沢	8.50	5.50		0.50	6.00	S57
小 芦 沢 橋	作 谷 沢 線	下 芦 沢	4.60	4.50		0.50	5.00	S55
用 沢 橋	白 倉 線	立 木	10.50	4.50		0.50	5.00	S49
電 気 沼 橋	三 中 線	常 盤	8.43	4.00		2.00	6.00	H29
大 暮 山 橋	大 暮 山 線	大 暮 山	5.30	4.50		0.50	5.00	S49
助ノ巻2号橋	雪 谷 線	助ノ巻	4.00	4.20		0.50	4.70	S55
助ノ巻橋	雪 谷 線	助ノ巻	2.00	4.40		0.50	4.90	S55
三 中 橋	三 中 2 号 線	三 中	2.00	4.20		1.00	5.20	S55
滝ノ沢橋	滝ノ沢線	大暮山	9.40	3.50		0.50	4.00	S39
中 郷 橋	砂 子 田 線	助ノ巻	3.90	6.50		0.50	7.00	S55
真 木 橋	栄町助ノ巻線	助ノ巻	2.00	9.90		0.50	10.40	S55
地 蔵 橋	助ノ巻線	助ノ巻	4.70	3.40		0.50	3.90	H10
小 坂 橋	小 坂 線	栄 町	2.00	4.60		0.50	5.10	S55
薬 師 橋	薬 師 線	新 宿	2.00	10.6		0.50	11.10	S55
神 明 橋	四ノ沢送橋線	送 橋	11.60	3.10		0.50	3.60	S46
後 沢 橋	古榎送橋2号線	送 橋	12.10	4.00		0.50	4.50	S39
小 沢 橋	古榎送橋3号線	送 橋	4.60	6.20		0.50	6.70	S42
カ リ 倉 橋	カ リ 倉 線	水 本	2.60	3.00		0.50	3.50	S55
小 松 橋	熊 の 山 線	常 盤	2.20	6.20		0.50	6.70	S55
新 崩 橋	新 崩 線	常 盤	4.40	4.20		0.50	4.70	S55
ウ ラ 沼 橋	夏 草 線	夏 草	6.06	3.50		0.50	4.00	S55
水 林 橋	長沼大沼線	高 田	12.60	4.50		0.50	5.00	S51
山 屋 橋	長沼八ツ沼線	八ツ沼	5.00	2.50		0.50	3.00	S39
八 ッ 沼 橋	八 ッ 沼 線	八ツ沼	8.30	0.90		0.50	1.40	H10

橋 梁 名	路 線 名	設 置 場 所	橋 長	幅 員				建 設 年 次
				車道	歩道	路肩	計	
柳ノ下橋	前小路線	太 郎	2.30	4.20		0.50	4.70	S55
一ツ沢橋	一ツ沢線	立 木	13.50	3.50		0.50	4.00	S51
一ノ沢橋	朝 日 線	立 木	5.90	3.60		0.50	4.10	S39
二ノ沢橋	朝 日 線	立 木	4.10	3.60		0.50	4.10	S55
サカマ沢橋	朝 日 線	立 木	41.00	4.50		0.50	5.00	H6
八 天 橋	四ノ沢能中線	四ノ沢	188.00	5.43	1.5	7.43	2.50	H1
ヌルマタ沢片棧橋	朝 日 線	立 木	67.00	1.57		0.25	1.82	H14
三本杉沢橋	朝 日 線	立 木	33.00	3.50		0.50	4.00	H13
穴倉沢橋	朝 日 線	立 木	31.50	3.50		0.50	4.00	S43
旧明鏡橋	和合栗木沢線	大 隅	74.20	5.00		0.50	5.50	S12
二 見 橋	和合栗木沢線	栗木沢	35.00	6.50		0.50	7.00	S38
二見歩道橋	和合栗木沢線	栗木沢	45.00		2.50		2.50	H7
馬 神 橋	長 根 線	大 谷	13.60	5.50		1.50	7.00	H9
芋 沢 橋	大暮山松保線	大暮山	6.50	2.00		0.50	2.50	S39
西 山 橋	大暮山松保線	大暮山	6.50	2.00		0.50	2.50	S39
皆朱沢橋	皆 朱 沢 線	松 程	9.12	4.00		0.50	4.50	T15
上大石橋	立木ブナ峠線	立 木	19.68	5.50		3.00	8.50	S61
虹 の 橋	虹 の 橋 線	宮 宿	13.00	6.00	7.00	2.50	15.5	H09
今平沢橋	今 平 線	今 平	7.44	3.00		2.30	5.30	S58
石須部橋	石 須 部 線	石須部	51.90	3.50		0.50	4.00	S39
立 木 橋	白 倉 線	立 木	52.50	4.44		0.50	4.94	S42
古 槇 橋	古 槇 橋	古 槇	15.50	3.03		0.50	3.53	S47
猿渡取水口吊橋	朝日鉦泉線	立 木	33.45	0.61			0.61	S51
白 滝 橋	朝 日 線	立 木	29.52	3.50		0.50	4.00	S41
猿 渡 橋	朝 日 線	立 木	17.44	3.53		0.50	4.03	S41
のぞくら橋	朝 日 線	立 木	16.38	3.51		0.50	4.01	S40

橋 梁 名	路 線 名	設 置 場 所	橋 長	幅 員				設 置 場 所
				車道	歩道	路肩	計	
五百川橋	西町西船渡線	助ノ巻	92.87	3.00		0.50	3.50	S02
新皆朱沢橋	上郷太郎線	松 程	50.55	4.50		0.50	5.00	S52
白 倉 橋	白 倉 橋 線	立 木	30.60	5.50		1.50	7.00	H04
高 田 橋	長沼大沼線	高 田	22.57	4.50		0.50	5.00	S51
暖 日 橋	上郷太郎線	上 郷	166.00	7.00	3.19	1.81	12.00	H10
五百川橋歩道橋	西町西船渡線	助ノ巻	92.87		1.51		1.51	S45
鍋谷地沢橋	今平大船木線	大船木	4.50	5.50		1.50	7.00	S52
今 平 橋	今平大船木線	大船木	47.16	1.80		0.50	2.30	S45
円 頂 橋	大沼鳩越線	大 沼	29.54	4.00		1.0	5.00	S56
天 王 橋	川通長根線	川 通	20.45	3.00		1.00	4.00	S49

自衛隊派遣要請書

発 第 号  
年 月 日

山形県知事 殿

朝 日 町 長

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を依頼する理由

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時                      年    月    日        時    分
- (3) 場    所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間

自            年    月    日        時    分  
至            年    月    日        時    分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望地域
- (2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

自衛隊派遣部隊撤収要請書

発 第 号  
年 月 日

山形県知事 殿

朝 日 町 長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け 第 号で要請した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり  
部隊の撤収を要請します。

記

1 派遣を要請した区域

2 撤収要請の理由

3 撤収希望日時 年 月 日 時 分

## 指定文化財一覧

### 【町指定】

部 門	種 別	文 化 財 名	所有(管理者)	指定 番号
記 念 物	天然記念物	ハッチョウトンボ	水本地内	21
記 念 物	史 跡	大隅遺跡	豊田 精一	18
有形文化財	絵 画	韋提希夫人画像	若宮寺	7
有形文化財	建 造 物	大沼稲荷神社石灯籠	最上 俊一郎	9
有形文化財	建 造 物	大沼熊野宝前石灯籠	最上 俊一郎	23
有形文化財	建 造 物	水口十一面観音堂	常盤区 代表者 常盤区長	22
有形文化財	建 造 物	若宮寺鐘楼	若宮寺	10
有形文化財	建 造 物	浮嶋稲荷神社本殿・拝殿	浮嶋稲荷神社	
有形文化財	古 文 書	安堵状	海野 勝	13
有形文化財	古 文 書	大行院文書 6点	最上 俊一郎	1
有形文化財	古 文 書	大行院文書（傳馬印証、最上義俊書状、本多正純書状）	最上 俊一郎	17
有形文化財	工 芸 品	阿弥陀如来(座像)	無量庵 代表者 栗木沢区長	16
有形文化財	工 芸 品	阿弥陀如来洗米鉢	大谷 俊三	6
有形文化財	工 芸 品	十一面観世音菩薩(座像)	小野 廣彰	14
有形文化財	工 芸 品	善光寺式阿弥陀三尊佛	大谷 俊三	5
有形文化財	工 芸 品	大行院笈	最上 俊一郎	8
有形文化財	工 芸 品	緋網代の駕籠	最上 俊一郎	12
有形文化財	考古資料	鈴状土製品	田原 倫子	2
有形文化財	考古資料	叩壺(蔵骨器)	朝日町	25
有形文化財	考古資料	土偶・石棒	松尾 亮蔵	4
有形文化財	考古資料	独鈷石・石製剣	田原 倫子	3
有形文化財	歴史資料	納経塔(板碑)	常盤区須野瀬地区 代表 阿部 為吉	24
有形文化財	歴史資料	大沼浮嶋稲荷神社俳額(實歴元年奉納額) 秋冬俳額	浮嶋稲荷神社	28
有形文化財	歴史資料	大沼浮嶋稲荷神社俳額(實歴元年奉納額) 春夏俳額・追加俳額	浮嶋稲荷神社	28
有形文化財	民俗資料	太郎村春耕行事絵馬	太郎連合区	19
有形文化財	書跡	嘿焉書跡襖装(1組)	若宮寺	33

## 【国指定】

部 門	種 別	文 化 財 名	所 有(管理者)	指 定 番 号
記 念 物	名 勝	大沼の浮島	浮嶋稲荷神社	170
有形文化財	建造物(重文)	佐竹家住宅	現管理者 佐竹 卓	1754

## 【県指定】

部 門	種 別	文 化 財 名	所 有(管理者)	指 定 番 号
記 念 物	天然記念物	豊龍神社の大スギ	豊龍神社	
無形民俗文化財	郷土芸能	角田流獅子踊(八ツ沼)	八ツ沼獅子踊保存会 代表者 八ツ沼区長	14
無形民俗文化財	郷土芸能	角田流獅子踊(大谷)	大谷獅子踊保存会	14
有形文化財	工 芸 品	木造薬師如来立像	新宿区 代表者 新宿区長	67
有形文化財	建 造 物	旧三分校校舎(本棟)	朝日町	26